

令和6・7年度

測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査申請要領

【追加受付用】

<電子申請についての問合せ先>

「兵庫県工事入札・申請ヘルプデスク」(測量・建設コンサルタント等業務もこちらへ)

T E L 0570-011311 (ナビダイヤル)

受付時間 9:00～18:00

(土曜、日曜、祝日及び年末年始(12月29日～翌年1月3日)を除く。)

土木部 契約管理課

電 話 078-341-7711 (内線4334、4348)

所在地 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

令和7年4月

兵 庫 県

入札参加資格審査申請をされるみなさまへ

1 令和6・7年度の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)における主な変更点

(1) 「兵庫県納税功労者表彰」についての加点終了

これまでは加点の対象としていましたが、今回より加点対象から外れます。

(2) 「女性活躍促進の取組」についての加点

これまでは県と「男女共同参画社会形成に係る協定」を締結していることが加点要件でしたが、今回より、名称が変更となるとともに加点要件が追加され、「男女共同参画社会形成に係る協定」の締結または「ひょうご女性活躍推進企業の認定」を受けていることが加点要件となりました。(P59)

(3) 技術・社会貢献評価項目の加点対象とする実績期間に係る特例措置の終了について

令和3年10月中間年の名簿更新より、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を踏まえ、評価項目「CPDS、CPD(継続学習制度)単位取得者在籍」及び「建設業暴力追放活動」に限り、加点対象とする実績期間を1年間延長して評価する特例措置を実施していましたが、特例措置を終了し実績期間を従前のとおりに戻します。

(4) ISO9001及びISO14001の認証取得について

これまでは加点対象を、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)またはJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録期間からの認証を受けている場合としていましたが、その記述を削除します。(P18、20)

(5) 建設業暴力追放活動の加点対象とする実績期間の改正について(令和7年4月以降の追加受付から)

これまで2年間としていた講習会等受講の実績期間を2年間から3年間に改正します。(P22、36)

2 個人情報に記載する申請書等の提出に係る本人の承諾等

申請書等に記載していただく、代表者や職員氏名等の個人に関する情報(以下「個人情報」という。)は、兵庫県の入札契約事務のために収集するものです。

個人情報を記載する申請書等の提出に当たっては、使用目的を本人に伝え、その承諾を得てください。

3 入札参加資格者名簿への登載の効果等

審査の結果、入札参加資格を有すると認めた場合は名簿に登載します。

なお、これによって入札参加機会が約束されるものではありません。

4 虚偽申請等の取扱い

入札参加資格審査申請書その他の提出書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、入札参加資格を取り消すことがあります。

5 加点期間の考え方について

項目又は要件ごとに1年間又は2年間の加点期間を定めており、申請の時点に応じて中間年又は名簿の終期までの間加点します。

なお、加点対象となる実績が確認できた場合は、原則として要件に該当した年度の翌年度から加点となります(「ISO9001」、「ISO14001」は除く)。

目 次

第 1 受付期間等	
1 令和 6・7 年度追加受付の期間等	3
2 入札参加資格者名簿への登載	3
3 政府調達協定（WTO）の対象案件に係る一般競争入札の入札参加資格審査申請	4
第 2 入札参加資格審査申請を受け付ける業務等の種別（測量・建設コンサルタント等業務）	5
第 3 入札参加資格審査申請を受け付けない者	
1 共通事項	7
2 入札参加を希望する業務による個別事項	7
第 4 入札参加資格審査申請要領	
1 申請の流れ	8
2 ID・パスワード発行申請方法	9
3 申請方法	10
4 電子申請の流れ	10
5 電子申請に当たっての注意点	11
6 提出書類一覧	12
7 提出書類に関する注意事項	13
第 5 電子申請の入札参加資格審査申請手順	
1 申請書入力までの手順	23
2 測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書入力方法	
(1) 入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）	27
(2) 登録等を受けている事業	31
(3) 測量等実績高	32
(4) 自己資本額	33
(5) 損益計算書等	35
(6) 有資格者数	37
(7) 完成業務高（兵庫県との元請業務に限る）	38
(8) 営業所調書	39
(9) 関係する会社	41
(10) 操作ボタン（データ読込・保存等）	42
3 申請書入力後の流れ	
(1) 申請付帯情報入力	43
(2) 送信確認	43
(3) 到達確認画面	45
第 6 申請内容補正手順	46
第 7 その他	50
第 8 技術・社会貢献評価制度	51
第 9 変更届及び入札参加資格の承継	52
別表 1 都道府県コード表、別表 2 市区町コード表	54
別表 3 点検・診断分野における国土交通省登録技術者資格（道路関係）	55
別表 4 技術・社会貢献評価項目	57
様式（測量・建設コンサルタント等業務）	61
記載例 技術者経歴書	69
完成業務高内訳表	70
添付書類の送付先	71

第1 受付期間等

1 令和6・7年度追加受付の期間等

入札参加資格審査申請期間	ID・パスワード発行申請期間(郵送)	登載(予定)日	備 考
令和6年10月1日(火) 9:00 }	令和6年9月20日(金) }	令和6年12月2日(月)	・工種及び業務追加は受け付けない
令和6年10月10日(木) 17:00	令和6年9月30日(月)(必着)		
令和7年2月1日(土) 9:00 }	令和7年1月20日(月) }	令和7年4月1日(火)	・工種及び業務追加も受け付けます
令和7年2月10日(月) 17:00	令和7年1月31日(金)(必着)		
令和7年7月1日(火) 9:00 }	令和7年6月20日(金) }	令和7年10月1日(水)	・工種及び業務追加も受け付けます
令和7年7月10日(木) 17:00	令和7年6月30日(月)(必着)		
令和7年10月1日(水) 9:00 }	令和7年9月19日(金) }	令和7年12月1日(月)	・工種及び業務追加も受け付けます
令和7年10月10日(金) 17:00	令和7年9月30日(火)(必着)		
令和8年2月1日(日) 9:00 }	令和8年1月19日(月) }	令和8年4月1日(水)	・工種及び業務追加も受け付けます
令和8年2月12日(木) 17:00	令和8年1月30日(金)(必着)		

(注) 提出書類は、電子申請後3日以内(土曜、日曜及び祝日を除く。)に発送してください。

電子申請は、上記期間内であれば、土曜、日曜及び祝日を含め、24時間申請が可能です。ただし、システムのメンテナンス等により申請できないこともありますので、受付期間の早い時期に申請をお願いします。

(申請者ID・パスワードの申請について)

電子申請には、ID・パスワードが必要です。

ID・パスワードをお持ちでない場合は、次の申請期間内に発行申請してください。

ID・パスワード発行申請方法等の詳細についてはP9を参照してください。

2 入札参加資格者名簿への登載

(1) 登載状況のお知らせ

名簿への登載状況については、別途申請者に書面で通知します。

(2) 入札参加資格者情報の公表

名簿への登載後、次の項目を公表しますので、御了解の上、申請してください。

区分	公表項目
窓口で閲覧に供する項目	業者コード、業務登録年月日、商号又は名称、本・支店等の名称と所在地、業務登録部門、希望業務、技術職員数、平均業務実績高
インターネットで公表する項目 (兵庫県建設工事、測量・建設コンサルタント等業務入札情報サービス https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/e/bidPPIPublish/EjPPIj)	商号又は名称、本店所在地、希望業務

(3) 入札参加資格の有効期間

登載日から令和8年9月30日まで

3 政府調達協定（WTO）の対象案件に係る一般競争入札の入札参加資格審査申請

(1) 政府調達協定（WTO）の対象案件の告示等

一般競争入札のうち政府調達協定（WTO）の対象となる高額な案件について実施されるもの（令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間、測量・建設コンサルタント等業務にあっては2億7千万円以上）は、毎年度、申請できる資格は県公報により告示されるとともに、別途、個別の案件毎に参加できる者の条件として実績その他の資格が定められて告示されます。

(2) 入札参加資格審査申請の受付方法

① 受付時期

個別の案件ごとに、参加できる者の条件として実績その他の資格が定められて告示された後、随時

② 受付場所・問合せ先

土木部契約管理課（各県民局等では受け付けません。）

TEL：078-341-7711（代）（内線4334、4348）

③ 申請方法

書面申請のみ

第2 入札参加資格審査申請を受け付ける業務等の種別（測量・建設コンサルタント等業務）

受け付ける業務等（入札参加を希望する業務等）			業 者 登 録
業 務 の 種 類	業 種	業 務 の 内 容	
測 量	地 形 測 量 ※1	測量法に基づき測量士及び測量士補が行う業務	測量業者登録※1
	空 中 写 真 ※1		
	水 中 測 量 ※1		
地 質 調 査	地 質 調 査	地盤調査業務	地質調査業者登録
	土 質 調 査	土質試験業務	
そ の 他 調 査	騒 音 調 査	環境等に係る調査業務	
	振 動 調 査		
	日 照 調 査		
	水 質 調 査		
	そ の 他 調 査		
設 計 ・ 監 理	建 築 意 匠 工 事※2	建築士法に基づき建築士が行う設計、工事監理業務等	建築士事務所登録※2
	構 造		
	電 気 工 事 管 工 事	建築設備工事の設計、工事監理業務	
建 設 コ ン サ ル タ ン ト	河 川 、 砂 防 及 び 海 岸 ・ 海 洋	建設工事の設計、監理若しくは建設工事に関する調査、企画、立案又は助言を行う業務	建設コンサルタント登録
	港 湾 及 び 空 港		
	電 力 土 木		
	道 路		
	鉄 道		
	上 水 道 及 び 工 業 用 水 道		
	下 水 道		
	農 業 土 木		
	森 林 土 木		
	造 園		

※1 測量業者登録が必要（P7第3－2（1）参照）。

※2 建築士事務所登録が必要（P7第3－2（2）参照）。

受け付ける業務等（入札参加を希望する業務等）			業 者 登 録
業 務 の 種 類	業 種	業 務 の 内 容	
建設コンサルタント	都 市 計 画 及 び 地 方 計 画	建設工事の設計、監理若しくは建設工 事に関する調査、企画、立案又は助言 を行う業務	建設コンサルタント登録
	地 質		
	土 質 及 び 基 礎		
	鋼 構 造 及 び コ ン ク リ ー ト		
	ト ン ネ ル		
	施 工 計 画 、 施 工 設 備 及 び 積 算		
	建 設 環 境		
	機 械		
	水 産 土 木		
	電 気 電 子		
	廃 棄 物		
補償コンサルタント	土 地 調 査 部 門	公共事業に必要な土地等の取得若しく は使用、これに伴う損失の補償又はこ れらに関連する業務	補償コンサルタント登録
	土 地 評 価 部 門		
	物 件 部 門		
	機 械 工 作 物 部 門		
	営 業 補 償 ・ 特 殊 補 償 部 門		
	事 業 損 失 部 門		
	補 償 関 連 部 門		
	不 動 産 鑑 定		
	登 記 手 続 等		

第3 入札参加資格審査申請を受け付けない者

1 共通事項

(1) 兵庫県の入札参加資格制限基準に該当する者

- ① 契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ④ 次のいずれかに該当すると認められる者で、入札参加の資格制限を受けその期間が満了していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 契約の履行確保のための監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - カ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(2) 入札参加資格審査申請書その他の提出書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(3) 新たに測量・建設コンサルタント等業務を開始し入札参加資格審査申請時に決算処理が終了していない者

(4) 所定の提出書類を提出しない者

(5) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。延滞金等の附帯金を含む。）、消費税及び地方消費税（延滞税等の附帯税を含む。）を滞納している者

（注）次の場合（地方税法又は国税徴収法に基づく換価の猶予を受けている場合及び納付受託中の未納額がある場合を除く。）は、入札参加資格審査申請を受け付けます。

- ① 災害等により地方税法又は国税通則法の規定に基づき徴収猶予又は納税の猶予を受けている場合
- ② 不動産取得税又は軽油引取税の法定徴収猶予を受けている場合

2 入札参加を希望する業務による個別事項

(1) 測量

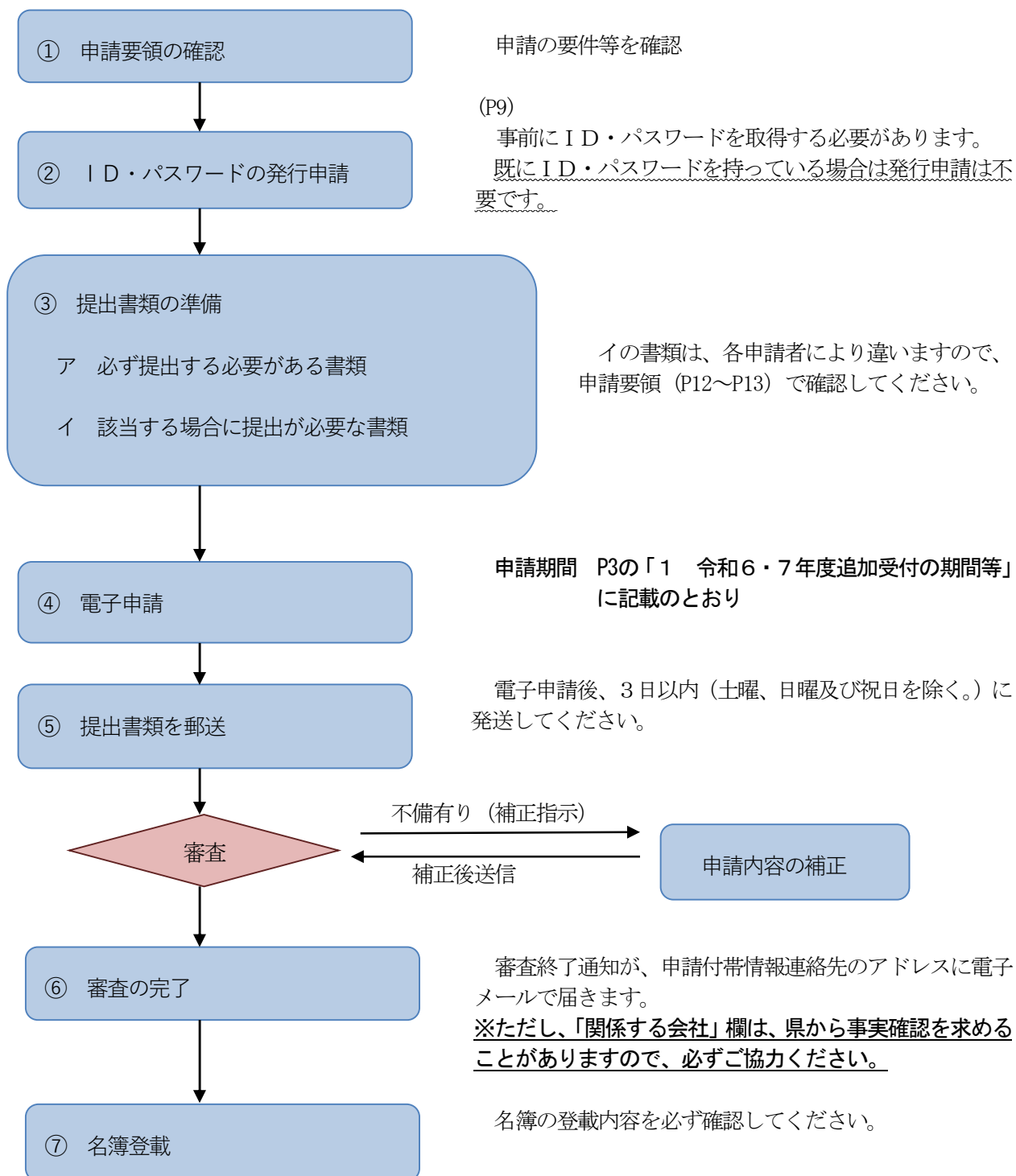
申請する本社（店）及び支店等の全てが、測量法（昭和24年法律第188号）第55条による測量業者登録を受けていない場合

(2) 設計・監理業務のうち、建築工事（意匠、構造）

申請する本社（店）及び支店等の全てが、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による建築士事務所登録を、所在するそれぞれの都道府県において受けていない場合

第4 入札参加資格審査申請要領

1 申請の流れ



2 ID・パスワード発行申請方法

(1) ID・パスワードの発行申請が可能な方

これまでに一度も、兵庫県建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿に係るID・パスワードを取得したことがない方

平成16年度以降、兵庫県の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に1度でも登載のある方については、既に発行しているID・パスワードを使用してください。
ID・パスワードは、入札参加資格の登載状況をお知らせしたハガキ等に記載しています。
ハガキ等の紛失でID・パスワードが不明な場合は、ID・パスワード発行申請書を提出してください。

(2) ID・パスワード発行申請期間

P3の「1 令和6・7年度追加受付の期間等」の各期限までに必着
上記期間内に到着するように送付してください。

(3) ID・パスワード発行申請書のダウンロード

ID・パスワード発行申請書については、兵庫県ホームページ＞目的から探す＞入札・公売情報＞入札参加のご案内（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務関係）の「新着情報及び重要なお知らせ」＞1 新着情報及び重要なお知らせの「令和6・7年度建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請の追加受付について」からダウンロードしてください。

(4) 添付書類

法人の場合には、登記事項証明書（登記簿謄本）（写し可）
個人の場合には、事業主の住民票（写し可）

(5) 送付先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県土木部契約管理課 入札制度班あて
封筒に「ID・パスワード発行申請書在中」と朱書きしてください。

(6) 発行したID・パスワードの送付先

発行したID・パスワードは、申請者あてに郵送により通知します。

（注1）ID・パスワードの発行申請期間外に到着した場合は、受付できませんので御注意ください。

（注2）建設工事と測量・建設コンサルタント等業務との両方を資格審査申請される場合は、建設工事のID・パスワード発行申請書を提出してください。

（注3）発行したID・パスワードは、今回の受付以外の入札参加資格審査申請変更届の電子申請時にも必要ですので、大切に保管してください。

3 申請方法

電子上で申請書の入力を行い、送信してください。

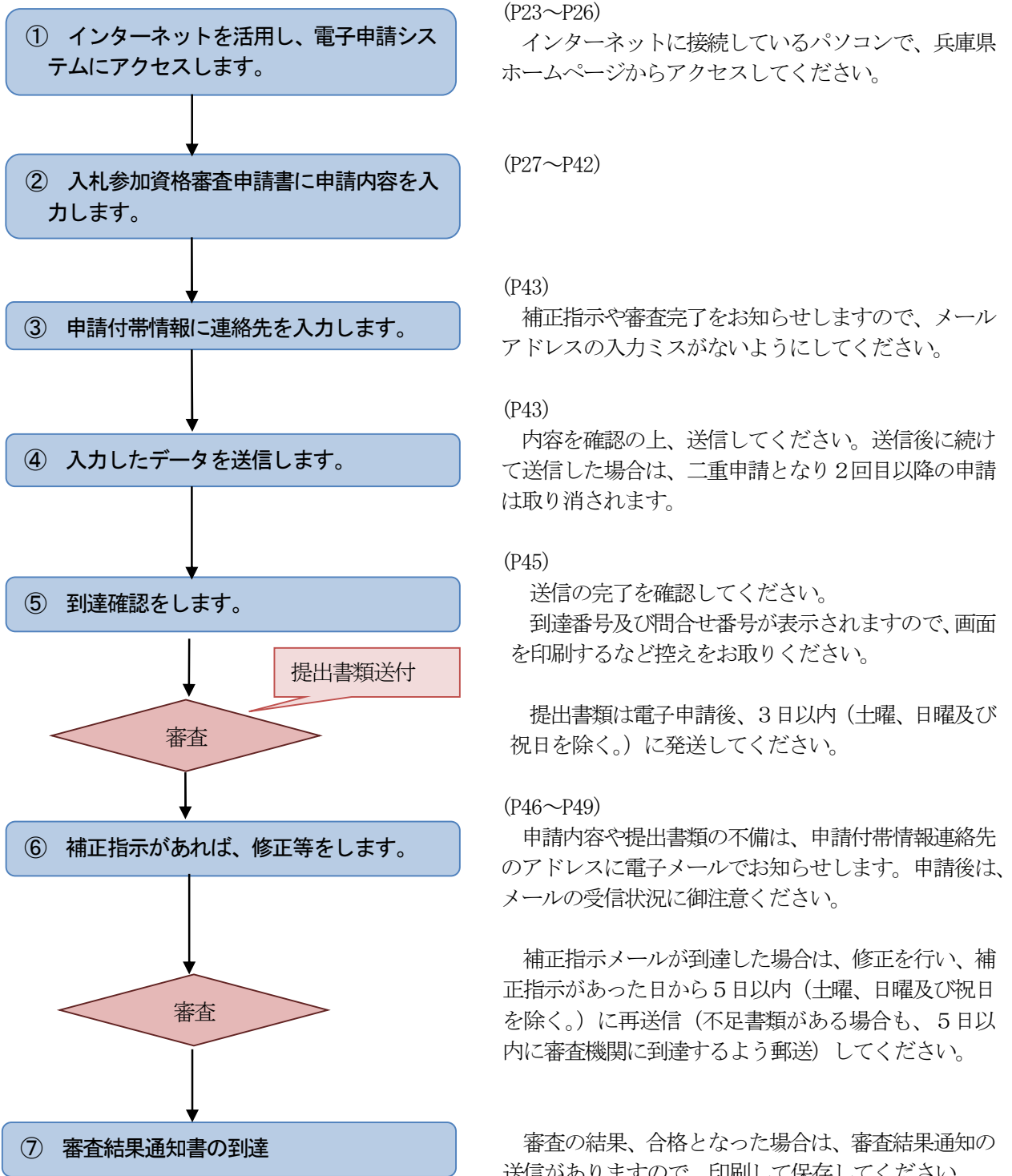
また、提出書類を申請書送信日から3日以内（土曜、日曜及び祝日を除く。）に発送してください。

なお、発送方法の指定はありません。送付先は、「別送書類送り先情報」（P45）のとおりです。

提出書類が審査機関に到達しない場合、入札参加資格審査申請を受け付けない場合があります。

申請データの送信のみでは申請は完了しませんので御注意ください。

4 電子申請の流れ



（詳しくは「第5 電子申請の入札参加資格審査申請手順(P23～P45)」及び「第6 申請内容補正手順(P46～P49)」を参照してください。）

5 電子申請に当たっての注意点

- (1) 電子申請は、受付期間内であれば、土曜、日曜及び祝日を含め、24時間いつでも申請できます。ただし、システム保守作業等のため、電子申請ができない期間がありますので、事前に「兵庫県電子申請共同運営システム（eーひょうご）」のトップページ等で御確認ください。
また、電子申請に当たっては、申請前に電子申請システムの「利用規約」及び「利用案内」を御覧になり、利用環境等を御確認ください。
 - (2) 受付期間後半は、混雑してアクセスしにくくなることが予想されますので、申請は、できるだけ受付期間の早い時期にお願いします。
 - (3) 電子申請では、JIS第1、第2水準以外の漢字の入力できません。それ以外の文字については、類似漢字若しくは仮名に書き換えてください。
 - (4) 申請後はメールの受信状況に御注意ください。
審査機関は、提出書類の到達後に審査を行い、申請内容や提出書類に不備がある場合は、電子メールにより補正指示がある旨をお知らせします（P46～P49参照）。
補正指示の電子メールは、「申請付帯情報」の「連絡先情報」に入力されたメールアドレスあてに送信します（P43参照）。
 - (5) 補正指示がある旨の電子メールが届いていないか、随時確認してください。
補正指示があった場合は、修正の上、補正指示があった日から5日以内（土曜、日曜及び祝日を除く。）に再送信（不足書類がある場合も、5日以内に審査機関に到達するよう郵送）してください。
補正指示に従った修正が期限内に行われない場合は、受付を取り消す場合がありますので、御注意ください。
 - (6) 一度送信された申請内容については、補正指示があった部分を除き修正できませんので、必ず御確認の上送信してください（送信した後に続けて送信した場合は二重申請となり、2回目以降の申請書は取り消されます。）。
 - (7) 審査終了通知が届くまでは、電子申請は終了していません。
審査の結果、合格となった場合は、通信欄に「審査の結果、合格となりました」と表示した審査結果通知を、申請付帯情報連絡先のアドレスに電子メールで送信します。
- ★ 一度郵送された提出書類は返却しません。
- ★ 申請内容を入力する際のタイムアウト（長時間入力等しなかった場合に回線が自動的に切断されます。）は、概ね30分です。完成業務高等、入力項目が複雑なものについては、あらかじめ入力事項を整理した上で、入力することをお勧めします。
また、申請データの保存をしたり、保存した申請データの読み込みを行う機能もありますので、御活用ください。

6 提出書類一覧

(1) 全ての申請者が必ず提出する必要がある書類

No.	提出書類	様式番号	部数	参照
1	財務諸表（直前1年の事業(営業)年度分） 個人事業主の場合は、直前1年分にかかる所得税の確定申告書の控え一式 ※直前1年の事業(営業)年度の財務諸表の調整が完了していない場合はその前年度分		1部	P14
2	技術者経歴書 ※建築工事（意匠・構造）を希望する場合は、建築士法23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書に代える。	兵庫県様式⑧ P62 （記載例P69）	1部	P14、P17
3	測量・建設コンサルタント等業務実績調書	兵庫県様式⑦ P62	1部	P14、P15
4	消費税及び地方消費税に係る納税証明書（写し可）	個人：その3の2 法人：その3の3	1部	P15

(2) 兵庫県内に本社（店）、支店又は営業所等を有する場合に提出する必要がある書類

No.	提出書類	様式番号	部数	参照
5	測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格申請に係る兵庫県税に関する誓約書兼調査に関する承諾書	兵庫県様式⑨ P64	1部	P15、P16

(3) 希望する業務等で該当する場合に提出する必要がある書類

No.	提出書類	様式番号	部数	参照
6	業務の登録状況等の確認ができる書類（写し）		各1部	P16、P31
7	完成業務高に係る業務委託契約書等（写し） 完成業務高内訳表	兵庫県様式⑩ P65 （記載例P70）	各1部	P17、P38、 P39

(4) 技術・社会貢献評価数値の要件に該当する場合に提出する必要がある書類

No.	提出書類	様式番号	部数	参照
8	ISO9001にかかる登録証（写し）		1部	P18、P36
9	CPDの単位取得が確認できる証明書（写し）		1部	P18、P36、 P37
10	次の①又は②のいずれか ① 公共工事等における新技術活用システムに関する「受領通知書」（写し）及び「NETIS登録のお知らせ」（写し） ② NETIS登録番号、登録年月日及び開発会社が確認できるウェブページ（写し）		1部	P19、P37
11	【報告義務がある場合】 障害者雇用状況報告書（様式第6号）（写し） 【報告義務がない場合】 提出書類なし（電子申請のみ）		1部	P19、P36
12	ISO14001又はエコアクション21認証にかかる登録証（写し）		1部	P20、P36
13	兵庫県被災建築物応急危険度判定士登録証（写し） 雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証（写し））		各1部	P20、P37

No.	提出書類	様式番号	部数	参照
14	【刑務所出所者等の場合】 ① 矯正就労支援情報センター(コレワーク)を通じた刑務所出所者等の就職内定に関する証明書(様式7) ② 誓約書(様式13)	様式7 P66 様式13 P67	各1部	P21、P37
	【保護観察対象者等の場合】 保護観察対象者等雇用に関する証明書(様式9)	様式9 P68		
15	暴力追放活動の実績が確認できる受講修了書等(写し)		1部	P22、P37

※申請内容の確認のため、上記以外の書類を追加で求める場合もありますので、御了解ください。

7 提出書類に関する注意事項 (「No.」は、P12～P13の「6 提出書類一覧」のNo.です。)

提出書類について

(1) 様式

所定の様式があるものは、当該様式で提出してください(様式番号参照。所定の様式以外は受け付けません。)

(2) 提出書類の種類

次の4種類がありますので、必要な書類を漏れなく提出してください。

- ① 全ての申請者が必ず提出する必要がある書類 (No.1～4)
- ② 兵庫県内に本社(店)、支店又は営業所等を有する場合に提出する必要がある書類 (No.5)
- ③ 希望する業務等で該当する場合に提出する必要がある書類 (No.6～7)
- ④ 技術・社会貢献評価数値の加点要件に該当する場合に提出する必要がある書類 (No.8～15)

(3) 代表者印(実印)の押印

代表者印(実印)の押印は、原則、不要とします。

ただし、No.5に限り、代表者印(実印)の押印が必要です。

(4) 申請日における提出書類の準備

申請日において、申請に必要な全ての提出書類を取り揃えた上で、申請してください。日付を記載するものについては、申請日以前であることが必要です。

提出書類の不備や記入漏れのある場合は受け付けできませんので、各解説及び記入上の注意事項等をよくお読みください。

(5) 提出書類の送付方法

- ① 申請書を入力し、送信した後に表示される「別送書類送り先情報」を印刷し、提出する書類名に目印(マーカー)をして、切り取り線(破線)より切り取り、提出書類に同封してください。(P45参照)
 なお、提出書類は、上から「別送書類送り先情報」に記載の順に重ねてクリップ留め(書類の厚さにあわせて、ゼムクリップかダブルクリップ)にしてください。
- ② 提出書類の送付方法の指定はありません。
 なお、数社分をまとめて送付される場合は、申請者ごとにクリップ留めしたうえで封筒に入れて送付してください。
- ③ 送付先は、①で印刷した「別送書類送り先情報」の下部「別送書類送り先」を切り取り、提出書類用封筒の宛名ラベルとして御利用ください。

【県内業者】 申請書の送信後に表示される県民局(県民センター)の総務企画室(県民躍動室)総務防災課(財務課)

【県外業者】 土木部契約管理課

- ④ 封筒には、必ず「追加受付申請書類在中（到達番号）」を朱書きしてください。
到達番号は、申請書送信後に表示される「到達確認」画面に表示される13桁の数字です。
- (6) 提出書類の返却について
提出された書類は返却しません。

No.1 財務諸表について

※すべての申請者が提出する必要がある書類です。

(1) 提出対象期間

直前1年の事業（営業）年度分の財務諸表

（個人事業主の場合は、直前1年分にかかる所得税の確定申告の控え一式（税務署受付印のあるもの又は電子申請の場合は電子申請をしていることがわかるもの））

直前1年間の事業（営業）年度の財務諸表の調整が完了していない場合は、その前年度分。

（※申請書の「測量等実績高」、「損益計算書」及び「貸借対照表」の欄に入力した金額が記載されている箇所をマーカーで塗っておいてください。）

No.2 技術者経歴書について

※すべての申請者が提出する必要がある書類です。

兵庫県様式⑧（P62）により提出してください。（建築工事（意匠・構造）を希望する場合は、「No.2関連建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書について」（P17）を参照のこと。）

(1) 記入の仕方（記載例P69）

- ① 申請書の「有資格者数」に入力した資格を有する者は必ず記載してください。
「有資格者数」に入力がない場合は、「該当者なし」と記載してください。
なお、1人で複数の資格を有している場合は、複数の資格を記載してください。
- ② 土木、建築、設備又は職種の別に作成してください。
- ③ 「氏名」等の記載欄は、営業所（本社（店）、支店、常時契約を締結する事務所等）ごとにまとめて行い、その直前の氏名欄に、（ ）書きで当該営業所名等を記入してください。
- ④ 「学校の種類」欄には、大学、高等専門学校等の別を記入してください。
- ⑤ 「法令による免許等」欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記入してください。（〇〇建築士、〇〇土木施工管理技士）
- ⑥ 「実務経歴」欄には、最近のものから記入し、測量・建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記入してください。
- ⑦ 「実務経歴年月数」は、申請日の前日における年月数を記載してください。
- ⑧ 本表が1枚で足りない場合には、同一の様式を用いて引き続き記載してください。
- ⑨ 申請者ID欄は、入札参加資格者名簿にかかるIDを記載してください。

No.3 測量・建設コンサルタント等業務実績調書について

※すべての申請者が提出する必要がある書類です。

兵庫県様式⑦（P63）により提出してください。

(1) 記入の仕方

- ① 入札参加を希望する業務の別又はその他の営業の種類の別に作成してください。
- ② 直前2年間の主な完成業務及び直前2年間に着手した主な未完業務について記入してください。
- ③ 下請については、「注文者」の欄に元請業者名を記入し、「件名」の欄に下請件名を記入してください。
- ④ 「測量等対象の規模等」欄には、例えば、測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等を記入してください。
- ⑤ 「請負代金」は、消費税を除いた金額を入力してください。
- ⑥ 本表が一枚で足りない場合には、同一の様式を用いて引き続き記入してください。

- ⑦ 様式の内容と同様の内容が記載されていれば、既存の書類で代用することができます。
- ⑧ 申請者ID欄は、入札参加資格者名簿にかかるIDを記載してください。

No.4 消費税及び地方消費税に係る納税証明書について

※すべての申請者が提出する必要がある書類です。

消費税及び地方消費税について、税務署が発行する納税証明書（証明年月日が申請日以前3か月以内のもの・写し可）を、次により提出してください。

- ① 法人の場合
納税証明書（その3の3）法人税と消費税及地方消費税
- ② 個人の場合
納税証明書（その3の2）申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税

（注1）免税又は非課税業者の方も申請すれば納税証明書が交付されます。

（注2）納税証明書は、本社（店）を管轄する税務署において1通400円で発行しています（オンライン請求の場合は370円）。

- ・納税証明書の交付請求手続
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>
- ・納税証明書オンライン交付請求手続き
http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm
- ・納税証明書の請求に関する問い合わせ先
<http://www.nta.go.jp/soshiki/kokuzeikyoku/chizu/chizu.htm>

No.5 兵庫県税に関する誓約書兼調査に関する承諾書について

(1) 提出対象者

兵庫県内に事務所や事業所がある場合
（営業所調書に記載していない事務所等や建設業務以外の事務所等も含みます。）

(2) 提出書類

測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請に係る兵庫県税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（兵庫県様式⑱）（P64）

（注意事項）

- ア 県税事務所において納税状況の調査を行うため審査に時間を要することがありますが、順次審査を行いますので、お待ちください。
- イ 県税事務所での納税状況の調査により、滞納のないことが確認できない場合は、県税事務所が発行する兵庫県税に係る「納税証明書（3）」（証明年月日が申請日以前3か月以内のもの・写し可）の提出を求めます。
- ウ 兵庫県様式⑱の提出を原則としますが、これに代えて兵庫県税に係る「納税証明書（3）」（証明年月日が申請日以前3か月以内のもの・写し可）を提出することも出来ます。（納税証明書の取得にかかる御注意参照）

【納税証明書の取得にかかる御注意】

- ① 窓口の混雑状況により、即日交付できない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。なお、県税の納税証明書は郵送で請求することができます。
- ② 「納税証明書(3)」は、兵庫県の各県税事務所において1通400円で発行しています。
- ③ 法人県民税・事業税、個人事業税のほか自動車税、不動産取得税など県税の全税目（個人県民税及び地方消費税を除く。延滞金等の附帯金を含む。）が対象となりますので御注意ください。
- ④ 個人情報の保護をより一層図るため、交付請求者本人の確認や、代理人請求の場合は委任の有無の確認をさせていただきます。
- ⑤ 入札参加資格審査申請期間中は、各県税事務所の窓口が大変混雑しますので、事前に次の書類等を準備の上、各県税事務所窓口にお越しください。

・納税証明書交付請求書

県税事務所窓口を用意しています。また、申請書等ダウンロードサービスからダウンロードすることもできます。

納税証明書交付請求書の「使用目的」欄は「1（入札参加申請）」、「税目」欄は「5（全税目）」、「証明期間等」欄は、「未納等がないことの証明（3）兵庫県指定様式」にチェックをしてください（証明期間の年月日は記入不要です。）。

・来所される方の運転免許証、健康保険証、個人番号カードなどの本人確認書類（原本）

・交付手数料（1通400円、現金または兵庫県収入証紙）

・代理人が請求される場合は、委任状

委任状は、「納税証明書交付請求書」の委任欄をご利用いただけます（任意様式でも可）。

・納税証明書の請求日前2週間以内に納税された場合は、領収書

納税証明書の発行窓口及び必要書類等について、詳しくは、兵庫県のホームページ「県税の納税証明書」を御覧ください。

兵庫県 納税証明書

検索

No.6 業務の登録状況が確認できる書類について

入札参加を希望する業務等について、登録状況の確認ができる書類を、次のとおり提出してください。

(1) 測量を希望する場合

登録証明書

（証明年月日が入札参加資格審査申請日以前6か月以内のもの）（写し可）

※支店等の登録状況については、審査機関で確認を行います。

なお、審査機関で確認のできない場合は、追加で書類を求めることがあります。

(2) 建築工事（意匠、構造）を希望する場合

営業所調書（P39～P40）に記載の本社（店）及び支店営業所等の全ての登録が確認できる登録証明書

（証明年月日が入札参加資格審査申請日以前6か月以内のもの）（写し可）

(3) 地質調査業務、建設コンサルタント業務又は補償コンサルタント業務を希望し、国土交通省建設コンサルタント登録及び補償コンサルタント登録を受けている場合

登録通知（写し）

(4) 上記(1)(2)(3)以外の希望する業務にかかる登録を受けている場合

登録通知（写し）又は登録証明書（証明年月日が入札参加資格審査申請日以前6か月以内のもの）（写し可）

No.7 完成業務高に係る業務委託契約書等について

(1) 提出対象者

申請書の「完成業務高（兵庫県との元請け業務に限る。）」（P38～P39）の欄に、金額を入力した場合

(2) 提出書類

- ① 完成業務高を入力した業務（業種）に係る契約書（変更契約書を含む。）（写し）
- ② 完成業務高内訳表（兵庫県様式⑳）（P65）（記入例P70）

兵庫県様式⑳のエクセルファイルに、契約書の契約金額を各業務及び業種に分けて、契約書（変更契約書を含む。）ごとに1行で入力し、出力したものを提出してください。

なお、完成業務高内訳表の紙面が不足する場合は、年度毎に作成いただき、出力したものを提出してください。

※ 完成業務高内訳表の各業務及び業種の年度ごとの合計金額を、申請書の「完成業務高」欄に入力してください。

No.1 No.2 No.3関連 現況報告書（写し）について

建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務を希望する方のうち、国土交通省の各登録規程に基づく登録業者の場合、国土交通省の提出した現況報告書を提出することにより、「財務諸表」（No.1）、「技術者経歴書」（No.2）、「測量・建設コンサルタント等業務実績調書」（No.3）の提出を省略することも認めています。ただし、次の①②に該当しない場合は、認められません。

- ① 現況報告書は、国土交通省（地方整備局）に提出し、確認印がある直前のもの（1年間分）で、希望業種が登録規程に定める登録部門の範囲内であること。
- ② 各登録規程による現況報告書でNo.1からNo.3までの内容を確認できること。
（※「No.」は、P12の「6 提出書類一覧」のNo.です。）

（注） 現況報告書では申請書に入力されている有資格者数の確認ができない事例が多く見受けられます。有資格者数と現況報告書の技術士等の人数が一致しているか必ず確認してから提出してください。

No.2関連 建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書について

設計・監理のうち建築工事（意匠・構造）を希望する方の場合、技術者経歴書に代えて、「建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書」（確認印がある直前のもの）を提出することにより、技術者経歴書の提出を省略することも認めています。

【技術・社会貢献評価数値について】

以下のNo.8～No.15については、技術・社会貢献評価数値の加点要件に該当する場合に必要な提出書類です。

技術・社会貢献評価項目（P57～P60）のうち、次の項目に該当する場合は、書類の提出が必要ですが、それ以外の項目については、契約管理課から関係機関に照会するため、書類の提出は不要です。

No.8 ISO9001に係る登録証（写し）について

申請日現在、「営業所調書（測量・建設コンサルタント等業務）」に記載した本社（店）、支店、営業所等の全てが、審査登録機関から認証を受けている場合は、次に掲げる書類を提出してください。

当該認証を確認できる登録証の写し（付属書等を含む。）

- （注1） 営業所調書（P39～P40）に記載した全ての営業所等が認証を受けていることが確認できない場合は、加点を行いません。
- （注2） 登録証が日本語以外で作成されている場合は、別途日本語訳を提出してください。
認証機関から日本語訳が発行されていない場合は、申請者において日本語訳を作成してください。

No.9 CPDの単位取得が確認できる証明書について

（測量、設計・監理、建設コンサルタント業務を希望する者のみ）

申請日現在、次の希望する業務に対応する各要件に該当する職員を在籍させている場合は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までに単位等を取得したものが確認できる次に示すそれぞれの団体が発行するCPDの単位取得の証明書（写し可）を提出してください。

なお、証明書の証明年月日が、申請日以前3ヶ月より前の場合は、その該当する職員の雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証（写し））（該当する職員1名分）を併せて提出してください。

- （注1） 要件にかかる単位等の取得については、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に1人の職員が取得した単位数で、複数人の取得分の合計は認めません。
- （注2） 希望業務ごとに要件に該当している場合は、各業務に1名分の証明書を提出してください。
- （注3） 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの対象期間以外の証明期間が含まれている証明書は認めませんので御注意ください。
- （注4） 証明書の有効期間は、特にありません。
- （注5） 講習会受講証、インターネットでの会員情報照会のハードコピー等は不可です。
証明書は次に示すもののみとします。

希望する業務	要 件	提出書類
測量業務	測量系CPD協議会（事務局：公益社団法人日本測量協会）が実施している測量継続教育（CPD）制度について、学習履歴を20ポイント以上取得している職員が在籍していること。	測量CPD学習履歴証明書
設計・監理業務	建築CPD運営会議（事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター）の建築CPD（継続教育／職能開発）情報提供制度における学習履歴を、50認定時間以上（建築士分）取得している職員（建築士）が在籍していること。	建築CPD実績証明書
建設コンサルタント業務	一般社団法人建設コンサルタンツ協会が実施している建設コンサルタンツ協会CPD制度について、学習履歴を50CPD単位以上取得している職員が在籍していること。	CPD記録証明書

No.10 ひょうごの土木技術活用システム等登録について

※技術・社会貢献評価項目「ひょうごの土木技術活用システム等登録」のうち新技術情報提供システム(NETIS)の登録で加点希望をする場合

県内に本社(店)等を有する業者であって、申請日時点で、自社が開発会社である新技術が、新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている場合、次に掲げる(1)又は(2)のいずれかを提出してください。

※ 上記の要件を満たしていれば、県外の技術開発センター等で開発された技術や、共同研究により開発された技術についても、加点の対象とします。

- (1) 公共工事等における新技術活用システムに関する「受領通知書」の写し及び「NETIS登録のお知らせ」の写し
- (2) NETIS登録番号、登録年月日及び開発会社が確認できるウェブページの写し

No.11 障害者雇用状況報告書について

次の(1)に該当する場合は、必要な書類を提出してください。

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第43条第7項の規定に基づく身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況の報告義務があり、公共職業安定所に提出した令和6年6月1日現在の「障害者雇用状況報告書(様式第6号)」の⑫計の欄に人数の記載がある場合

- ① 公共職業安定所に提出した令和6年6月1日現在の障害者雇用状況報告書(様式第6号)(公共職業安定所の受付印のあるもの)の写し

(※電子申請により、受付印が無い場合は、電子申請をしたことがわかるものを提出してください。)

※ 障害者雇用が義務となる対象事業者は、雇用する常用労働者数(除外率により除外すべき労働者数を控除した数)が、40人以上の事業主です。
詳細は、主たる営業者を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)に確認してください。

- (2) 雇用状況の報告義務のない事業者で、現に障害者を常用雇用している場合
雇用状況の報告義務のない場合は、書類の提出は不要です。

※ 対象となる障害者とは、障害者雇用促進法第2条で定める次の方です。
(個人事業主、役員の方は対象となりません。ただし、雇用状況の報告義務のない小規模事業者の場合で、勤務実態から労務を提供している場合は対象とします。)

- ・ 同法別表に掲げる身体障害を有する方(概ね、身体障害者手帳の等級が1級から6級までに該当する方又は7級に掲げる障害が2以上重複している方が該当します。)
- ・ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者雇用促進法に規定する障害者職業センターにより知的障害があると判定された方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方又は統合失調症、そううつ病あるいはてんかんにかかっている方

No.12 ISO14001又はエコアクション21認証・登録証（写し）について

申請日現在、「営業所調書（測量・建設コンサルタント等業務）」に記載した**本社（店）、支店、営業所等の全て**が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、それぞれに掲げる書類を提出してください。

(1) 申請日現在、ISO14001について、審査登録機関から認証を受けている場合
当該認証を確認できる登録証の写し（付属書等を含む。）

(2) 申請日現在、エコアクション21について、一般財団法人持続性推進機構から認証を受けている場合
当該認証を確認できる登録証の写し（付属書等を含む。）

※ エコアクション21地域事務局判定委員会の開催日及び判定結果の送付日が申請日以前であり、判定結果が「認証・登録を推薦」とされたものについては、当該判定結果の写しをもって、認証・登録証の写しに代えることができます。

(注1) 営業所調書（P39～P40）に記載した**全ての営業所等**が認証を受けていることが確認できない場合は、加点を行いません。

(注2) 登録証が日本語以外で作成されている場合は、別途日本語訳を提出してください。

認証機関から日本語訳が発行されていない場合は、申請者において日本語訳を作成してください。

(注3) (1)と(2)との重複加点は行いません。

No.13 兵庫県被災建築物応急危険度判定士登録証（写し）等 について

（技術・社会貢献評価項目の「災害応急対策業務（協定等）」に該当します。）

兵庫県において被災建築物応急危険度判定士として登録し、申請日現在に在籍している場合は、次のとおり提出してください。

① 兵庫県被災建築物応急危険度判定士登録証（写し）

② 当該登録者と申請者との雇用関係を確認できる書類（健康保険被保険者証の写し）

(注) 上記①及び②を、A4サイズ用の紙1枚に収まるようにコピーしてください。

兵庫県と「災害応急対策業務（協定等）」の締結をしている場合は、①及び②の提出は不要です。

No.14 刑務所出所者及び保護観察対象者等雇用に関する証明書について

次の表中の要件のいずれかに該当する場合は、それぞれの実績を証明する書類を提出してください。

雇用形態	要 件	提出書類
直接雇用	①刑務所出所者等（注１）を令和５年４月１日から令和６年３月３１日又は令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの間に３か月以上雇用した場合 ②保護観察対象者等（注２）を令和５年４月１日から令和６年３月３１日又は令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの間に３か月以上雇用した場合	①【刑務所出所者等雇用の場合】 ア コワークを通じた雇用の場合 ・所管の矯正管区長が実績を証明した「矯正就労支援情報センター（ワーク）を通じた刑務所出所者等の就職内定に関する証明書」（様式７）（P66） ・誓約書（様式13）（P67） イ コワークを通じていない雇用の場合 ・誓約書（様式13）（P67） ②【保護観察対象者等雇用の場合】 ・神戸保護観察所長がその実績を証明した「保護観察対象者等雇用に関する証明書」（様式９）（P70）

（注１）「刑務所出所者等」とは次のいずれかの者をいいます。

- ア 刑事施設を出所した日から２年を経過しない者
- イ 少年院を出院した日から２年を経過しない者

（注２）「保護観察対象者等」とは、次のいずれかの者をいいます。

- ア 更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に定める保護観察対象者及び同法第85条に定める更生緊急保護の対象者
- イ 売春防止法（昭和31年法律第118号）第26条第１項に定める保護観察に付された者
- ウ 上記ア又はイのそれぞれの対象者でなくなった日から１年を経過しない者

No.15 暴力追放活動の実績が確認できる受講修了書等（写し）について

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に、次の暴力追放活動に係る講習会等を受講した場合は、当該受講を確認できる受講証等の写し（事業所名、氏名及び受講日が明確に判別できるもの）を提出してください。

- (1) 事業所の所在地を管轄する警察署に「不当要求防止責任者選任届出書」を提出し、公益財団法人暴力団追放兵庫県民センターが実施する不当要求防止責任者講習会を受講した場合
- (2) 兵庫県建設業暴力追放協議会の会員で、当該協議会が実施する研修会等に参加した場合

第5 電子申請の入札参加資格審査申請手順

1 申請書入力までの手順

- (1) 兵庫県ホームページのトップページ（URL <https://web.pref.hyogo.lg.jp/>）を開きます。
「入札参加のご案内」と入力し「検索」を押下するか、又は注目ワード「入札・契約」を選択（クリック）してください。

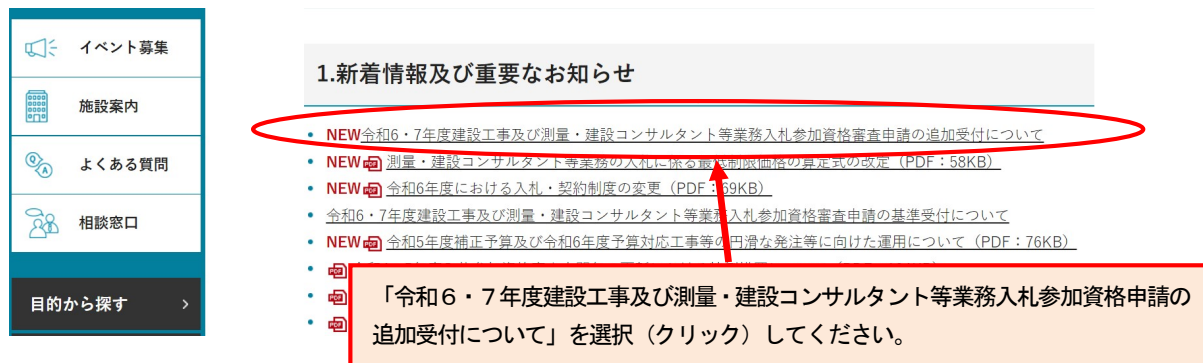


- (2) 検索結果画面の「兵庫県／入札参加のご案内（建設工事及び測量・建設コンサルタント等...）」を選択（クリック）します。



- (3) 「入札参加のご案内（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務関係）」の画面から、「令和6・7年度建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請の追加受付について」を選択（クリック）します。

(https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks03/wd38_000000018.html)



- (4) 「令和6・7年度建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請の追加受付について」の画面を下の方に移動（スクロール）して、「建設工事等入札参加資格審査申請へ（外部サイトへリンク）」を選択（クリック）します。

令和6・7年度建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請の追加受付について

入札参加資格審査申請について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜中略〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 電子申請手続

手続は電子申請で行ってください。

上記5の入札参加資格審査申請要領を確認した上で、次の外部サイトへリンクをクリックしてください。

建設工事等入札参加資格審査申請画面へ（外部サイトへリンク）（申請期間外は、申請画面が表示されません。）

※測量・建設コンサルタント等業務の方も上記のボタンをクリックしてください。

注）電子申請は、申請期間内であれば、土曜日、日曜日及び
し、システム保守作業等のため、ご利用になれない期間があ
確認ください。

電子申請システムの操作方法にかかるお問い合わせは、ページ下部の「お問い合わせ」をクリックしてください。

「建設工事等入札参加資格審査申請画面へ（外部サイトへリンク）」を選択（クリック）してください。

- (5) 兵庫県電子申請・様式提供の画面が表示されます。

「建設工事等入札参加資格審査申請」を選択（クリック）します。

申請期間以外は、次ページの申請画面は表示されません。

(<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/navi/procList.do?fromAction=10&govCode=28000&keyWord=424>)

兵庫県電子申請・様式提供（申請書等ダウンロード）

兵庫県

申請・手続情報

はじめて利用する方

文字 大 中 小 色 標準 黒 青 黄

RSS（新着情報）

手続一覧

組織別検索：県土企画局 契約管理課

パソコンから申請可 パソコンを使用して電子申請できます。

スマートフォンから申請可 スマートフォンを使用して電子申請できます。

ダウンロードファイルあり 申請用紙をダウンロード後に印刷して、窓口提出又は郵送

代理申請可 申請者から委任された代理人が電子申請ができます。

電子委任状作成可 申請者が代理人に渡す電子委任状を作成できます。

手続一覧

中間年における建設工事の技術・社会貢献評価数値加算申請

申請者IDが必要

受付終了（受付期間：2021年6月1日9時0分から2021年6月21日17時0分まで）

建設工事等入札参加資格審査申請

申請者IDが必要

受付終了（受付期間：2021年6月1日9時0分から2021年6月10日17時0分まで）

【令和2・3年度追加受付用】建設工事の入札参加資格審査申請要領

ダウンロードファイルあり

受付中

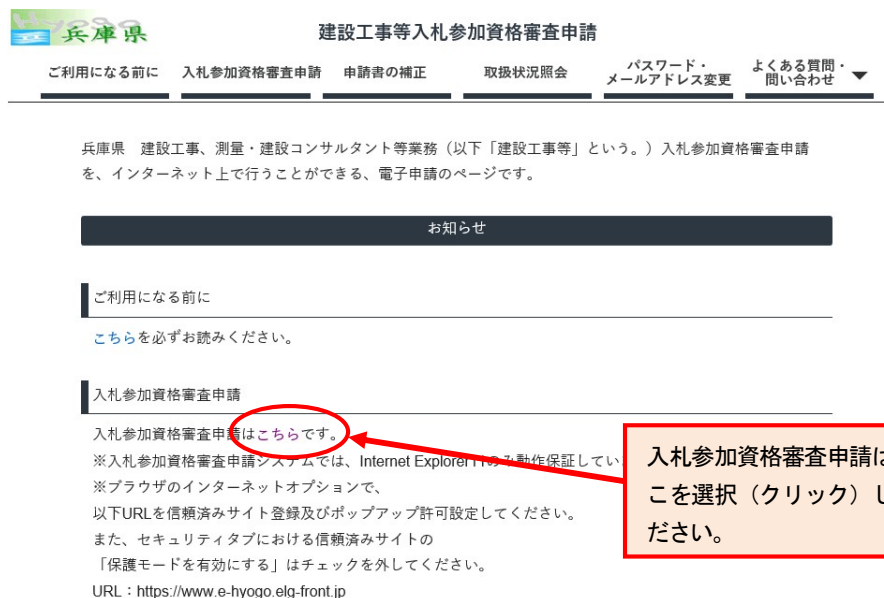
【令和2・3年度工種追加受付用】建設工事の入札参加資格審査申請要領

ダウンロードファイルあり

受付中

(6) 「建設工事等入札参加資格審査申請」画面が表示されます。

入札参加資格審査申請画面へは、「入札参加資格審査申請」の「こちら」を選択（クリック）してください。



入札参加資格審査申請画面へは次のア～ウの手順で進んでください。

ア 「申請種別の選択画面へ」を選択（クリック）します。



イ 申請種別の選択

- ◆申請種別の選択 1
追加受付を選択します。

令和7年	7月	<u>追加受付</u>
------	----	-------------

- ◆申請種別の選択 2
建設工事入札参加資格審査申請を選択します。
追加受付（7月）

建設工事入札参加資格審査申請〔追加受付〕
<u>測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請〔追加受付〕</u>
建設工事入札参加資格審査申請〔工種追加〕
測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請〔業務追加〕

ウ ログイン画面

ユーザID・パスワードを半角で入力し、「ログイン」を選択（クリック）します。



ユーザIDとパスワードを入力して、
【ログイン】ボタンを押してください。

ユーザID

パスワード

 ログイン

（注意事項）

- ・ユーザIDは、半角数字です。
- ・パスワードの数字は半角、アルファベットは大文字又は小文字です。
- ・大文字はシフトを押しながら入力してください。
- ・「英大文字のアイ “I”」「英小文字のエル “l”」「数字の “1”」や「数字のゼロ “0”」「英大文字のオー “O”」などの類似文字にも注意して入力してください。

2 測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書入力方法

【御注意】

送信完了までに長時間（30 分程度）を要した場合は、サーバより切断されることがありますので、こまめに「申請データ保存」ボタンで入力データを保存されることをお勧めします。

完成業務高等、入力項目が複雑なものについては、あらかじめ入力事項を整理した上で入力することをお勧めします。

万一、申請書等の内容を誤って入力し送信したときは、誤って送信した旨を記載したメモ等を別送書類とともに送付してください。申請者が2度送信した場合は、二重申請となり、2回目以降の申請書は自動的に取り消されます。

(1) 入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）（画面イメージ）

入力してデータが間違いないか確認の上、最下部の次へボタンを押下してください。

申請区分 **1:新規**

一般競争・指名競争 入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

兵庫県で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。
申請後に、申請内容等の確認が必要となった場合は、兵庫県が関係機関等に対し事実関係の照会を行うことに同意します。

申請年月日 令和 年 月 日

兵庫県知事様

※ 黒字の項目は必須入力です。必ず入力してください。

本社（店）郵便番号	（半角）※必ずハイフンで区切ってください。（例999-9999）																											
本社（店）住所	府県番号																											
	市区町番号	※市区町番号は、府県番号で「兵庫県」を選択した場合のみ、選択してください。																										
	町・字・番地	（全角）□当て字 ※ 町・字・番地等は府県番号で「兵庫県」を選択した場合、市区町名の後から入力してください。 府県番号で「兵庫県」以外を選択した場合、都道府県名の後から入力してください。 「丁目」及び「番地」は、「-」（全角ハイフン）に置き換えて入力してください。 （入力例：5丁目10番1号→5-10-1）																										
商号又は名称の頭文字（ひらがな）	（全角）																											
ふりがな	（全角）																											
商号又は名称	（全角）□当て字 ※ 法人の種類は、「（株）」「（有）」等の略号で入力してください。 （入力例：株式会社兵庫土木建設→（株）兵庫土木建設）																											
法人・個人の区分																												
代表者氏名	（全角）□当て字																											
ふりがな	（全角）																											
担当者氏名	（全角）																											
担当者電話番号	（半角）※必ずハイフンで区切ってください。（例078-XXX-XXXX）																											
担当者FAX番号	（半角）※必ずハイフンで区切ってください。（例078-XXX-XXXX）																											
担当者メールアドレス	（半角）																											
登録を希望する業務名にチェックを入れてください。	測 量	☐ 地形 ☐ 空中 ☐ 水中																										
	地質調査	☐ 地質 ☐ 土質																										
	その他調査	☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 日照 ☐ 水質																										
		☐ その他 （全角）																										
	設計・監理	☐ 建築（ ☐ 意匠 ☐ 構造） ☐ 電気 ☐ 管																										
	建設 コンサルタント	部 門 名	河	港	電	道	鉄	上	下	農	森	造	都	地	土	鋼	ト	施	環	械	水	気	廃					
		県登録希望	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				
		国登録有無	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐				
	補償 コンサルタント	部 門 名	調	評	物	機	営	事	補	不動産鑑定	登記 手続等																	
		県登録希望	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐																	
国登録有無		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐																		

① 申請区分 1:新規

一般競争・指名競争 入札参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)

兵庫県で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。
申請後に、申請内容等の確認が必要となった場合は、兵庫県が関係機関等に対し事実関係の照会を行うことに同意します。

② 申請年月日 令和 年 月 日

① 申請区分

自動表示されます。

② 申請年月日

申請当日の日付が自動表示されます。

③ 本社(店)郵便番号

④ 本社(店)住所

⑤ 商号又は名称の頭文字(ひらがな)

⑥ 商号又は名称

⑦ 法人・個人の区分

⑧ 代表者氏名

⑨ 担当者氏名

⑩ 担当者電話番号

⑪ 担当者FAX番号

⑫ 担当者メールアドレス

住所、商号又は名称、代表者氏名にJIS第1・第2水準以外の文字が含まれる場合は、類似漢字又は仮名に置き換えて入力し、この欄をチェック(クリック)してください。

③ 本社(店)郵便番号

本社(店)所在地の郵便番号を入力してください。
(例) 650-0001 (半角ハイフンで区切ってください。)

④ 本社(店)住所

- ア 「府県番号」、「市区町番号」は、▼をクリックし該当するものを選択してください。
- イ 「市区町番号」は、兵庫県以外の方は不要です。
- ウ 「町・字・番地」は、兵庫県以外の方は、都道府県名の次から入力してください。
兵庫県内の方のうち、神戸市は町から、神戸市以外の市は区町から、町は字から入力してください。
- エ 「丁目」及び「番地」の文字は「-」(全角ハイフン)に置き換えてください。
(例) 5丁目10番1号 → 5 - 10 - 1
(「-」は「はいふん」と入力し変換することも可能です。)

オ JIS第1・第2水準以外の文字が含まれる場合は、類似漢字又は仮名に置き換えて入力し、「□当て字」欄にチェックを入れてください。

⑤ 商号又は名称の頭文字(ひらがな)

- ア 商号又は名称の頭文字をひらがな1文字で入力してください(濁音等の場合は、50音に置き換えて入力してください)。
- イ 「株式会社」等法人の種類を表す文字から始まる場合は、当該法人を表す文字を除いて入力してください。
(例) 「(株) ひょうご」の場合は、「ひ」

⑥ 商号又は名称、ふりがな

ア 「株式会社」等法人の種類を表す文字は、必ず次表の略号を用いて入力してください。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	一般団体 法人	公益団体 法人	一般団体 法人	公益団体 法人	その他
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(一財)	(公財)	(一社)	(公社)	※
コード	1	2	3	4	5	6	7	11	12	13	14	99

(※「その他」の場合は、各々の法人の種類を表す略号等を用いて入力してください。)

イ 略号の括弧はそれぞれ1文字分(全角)とします

ウ ふりがなは、全角ひらがなで入力してください。ただし、略号のふりがなは不要です。

エ JIS第1・第2水準以外の文字が含まれる場合は、類似漢字又は仮名に置き換えて入力し、「□当て字」欄にチェックを入れてください。

⑦ 法人・個人の区分

▼をクリックして該当するものを選択してください。

(法人=上記⑥の表のコード参照、個人=0)

⑧ 代表者氏名

ア 前の欄に姓を、後ろの欄に名を別に入力してください。

イ JIS第1・第2水準以外の文字が含まれる場合は、類似漢字又は仮名に置き換えて入力し、「□当て字」欄にチェックを入れてください。

⑨ 担当者氏名

ア 当該入札参加資格者名簿にかかる担当者氏名を入力してください。

なお、担当者氏名についても名簿に登載されますので、御了解ください。

イ 前の欄に姓を、後ろの欄に名を、ふりがな欄は全角ひらがなで入力してください。

ウ JIS第1・第2水準以外の文字が含まれる場合は、類似漢字又は仮名に置き換えて入力してください。
(注) 行政書士等代理人の氏名は入力しないでください。

⑩ 担当者電話番号、担当者FAX番号

担当者の連絡先番号を入力してください。

(例) 078-341-7711 (市外局番、市内局番及び番号は、半角ハイフンで区切ってください。)

(注) 行政書士等代理人の連絡先は入力しないでください。

⑪ 担当者メールアドレス

当該入札参加資格者名簿にかかる担当者のメールアドレスを入力してください。

⑫ 登載を希望する業務名

12

登録を希望する業務名にチェックを入れてください。

測量	☐ 地形 ☐ 空中 ☐ 水中																					
地質調査	☐ 地質 ☐ 土質																					
その他調査	☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 日照 ☐ 水質 ☐ その他																					
設計・監理	☐ 建築 ☐ 意匠 ☐ 構造 ☐ 電気 ☐ 管																					
建設 コンサルタント	部門名	河	港	電	道	鉄	上	下	農	森	造	都	地	土	鋼	ト	施	環	機	水	気	廃
	県登録希望	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
	国登録有無	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
補償 コンサルタント	部門名	調	評	物	機	営	事	補	不動産鑑定		登記 手続等											
	県登録希望	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐											
	国登録有無	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐											

入札参加を希望する業務名の県登録希望欄にチェック(□をクリック)を入力してください。

(次の略号表参照)

(略号表)

建設コンサルタント業務					
登録部門	略号	登録部門	略号	登録部門	略号
河川、砂防及び海岸・海洋	河	港湾及び空港	港	電力土木	電
道路	道	鉄道	鉄	上水道及び工業用水道	上
下水道	下	農業土木	農	森林土木	森
造園	造	都市計画及び地方計画	都	地質	地
土質及び基礎	土	鋼構造及びコンクリート	鋼	トンネル	ト
施工計画、施工設備及び積算	施	建設環境	環	機械	械
水産土木	水	電気電子	気	廃棄物	廃
補償コンサルタント業務					
登録部門	略号	登録部門	略号	登録部門	略号
土地調査	調	土地評価	評	物件	物
機械工作物	機	営業補償・特殊補償	営	事業損失	事
補償関連	補	不動産鑑定	－	登記手続等	－

ア 測量

「測量」を希望する場合は、「営業所調書」(P39～P40)に記載する本社(店)及び支店営業所等の両方が、測量法に基づく測量業者の登録を受けていることが必要です。

イ その他調査／その他

「その他調査／その他」を希望する場合は、「□その他」にチェック(□をクリック)を入れ、右欄に調査名称等を30文字以内で入力してください。

ウ 設計・監理

「設計・監理」のうち、「建築工事(意匠、構造)」を希望する場合は、「営業所調書」(P39～P40)に記載する本社(店)及び支店営業所等の両方が、所在するそれぞれの都道府県で建築士事務所登録を受けていることが必要です。

(例) 営業所調書に東京本店と神戸支店を記載する場合は、東京都と兵庫県両方の建築士事務所登録が必要

エ 建設コンサルタント、補償コンサルタント

- (ア) 「県登録希望」欄は、兵庫県の入札参加を希望する部門欄にチェックを入力してください。
- (イ) 「国登録有無」欄は、入札参加を希望する部門のうち、国土交通省の建設コンサルタント登録規程又は補償コンサルタント登録規程による登録がある部門について、当該部門にチェックを入力してください(不動産鑑定及び登記手続等については、「県登録希望」のみ)。
- (ウ) 国土交通省の登録を受けていない部門について、入札参加を希望することはできますが、国土交通省の登録を受けている場合の方が有利となります。
- (エ) 申請後、入札参加を希望している部門について、後に国土交通省の登録を受けた場合は、変更届で申請してください。
- (オ) 入札参加を希望していない部門については、申請後に国土交通省の登録を受けても、変更届により「国登録有」に変更することはできません。

業務追加を受け付ける入札参加資格審査申請の追加受付時に入札参加希望の申請をしたうえで、変更届により申請をしてください。

(2) 登録等を受けている事業

登録等を受けている事業		
登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者 ※1	第 号 ※登録を希望する業務名／測量にチェックがある場合必須	年 月 日
地質調査業者	第 号	年 月 日
建築士事務所 ※2	第 号 ※登録を希望する業務名／設計、監理の建築(意匠・構造)にチェックがある場合必須	年 月 日
建設コンサルタント	第 号	年 月 日
補償コンサルタント	第 号	年 月 日
不動産鑑定業者	第 号	年 月 日
土地家屋調査士	第 号	年 月 日
司法書士	第 号	年 月 日
計量証明事業者	第 号	年 月 日
(全角)	第 号	年 月 日
(全角)	第 号	年 月 日
(全角)	第 号	年 月 日

ア 登録事業名ごとに該当する場合に、登録番号と登録年月日を入力してください。

イ 登録番号は、文字やハイフン(－)、括弧等は入力せず、数字のみを6桁以内で入力してください。

(例) 登録第(1)－12345号 → 第12345号、
 質29第1111号 → 第1111号、
 一級兵庫県知事登録01A00001号 → 第00001号、
 一級大阪府知事登録(二)第22222号 → 第22222号、
 建29第99999号 → 第99999号

測量業者 : 測量法第55条による登録を受けている場合

※1 測量業務を希望する場合は、必ず入力してください。

地質調査業者 : 地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条による登録を受けている場合

建築士事務所 : 建築士法第23条による登録を受けている場合

※2 「設計、監理」の「建築工事(意匠・構造)」を希望する場合は、必ず入力してください。

建設コンサルタント : 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条による登録を受けている場合

補償コンサルタント : 補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条による登録を受けている場合

不動産鑑定業者 : 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条による登録を受けている場合

土地家屋調査士 : 土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第8条による登録を受けている場合
 (土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて入力してください。)

司法書士 : 司法書士法(昭和25年法律第197号)第8条による登録を受けている場合

計量証明事業者 : 計量法(平成4年法律第51号)第107条による登録を受けている場合

その他の登録等を受けている場合等には、登録事業名等を空白の欄に入力してください。

(3) 測量等実績高（いずれも千円未満四捨五入。税抜き。）

「測量」、「建築関係建設コンサルタント業務」、「土木関係建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」、「補償関係コンサルタント業務」の各業種のうち、希望する業種について実績高（消費税を含まない額）を入力してください（決算が1事業年度1回の場合は、下表の点線内に入力してください。）

希望する業種について、実績が無い場合は「0」を入力してください。

④の「4 直前2カ年間の年間平均実績高」と「合計」欄は、入力不要です。

測量等実績高					
① 1 希望業種区分	② 2 直前2年度分決算		③ 3 直前1年度分決算		④ 4 直前2カ年間の 年間平均実績高 (千円)
	年 月 日 から 年 月 日まで (千円)	年 月 日 から 年 月 日まで (千円)	年 月 日 から 年 月 日まで (千円)	年 月 日 から 年 月 日まで (千円)	
測量 ※登録を希望する 業務名/測量にチ ェックがある場合 必須					
建築関係建設コン サルタント業務 ※登録を希望する 業務名/設計・監 理にチェックがあ る場合必須					
土木関係建設コン サルタント業務 ※登録を希望する 業務名/建設コン サルタント及びそ の他調査にチエ ックがある場合必須					
地質調査業務 ※登録を希望する 業務名/地質調査 にチェックがある 場合必須					
補償関係コンサル タント業務 ※登録を希望する 業務名/補償コン サルタント業務に チェックがある場 合必須					
その他(希望する 業務以外)					
合計					

注1 決算が1事業年度1回の場合は、各年度の右側欄のみに入力してください。その他詳しい入力方法については、申請要領をご覧ください。
注2 金額はいずれも消費税を含まない額を入力してください。

① 1 希望業種区分

「登載を希望する業務名」(P29～P30)でチェックを入力した業務に対して、測量等実績高を必ず入力する業種区分は以下のとおりです。

「測量」…測量業務を希望した場合

「建築関係建設コンサルタント業務」…設計・監理業務を希望した場合

「土木関係建設コンサルタント業務」…建設コンサルタント及びその他調査を希望した場合

「地質調査業務」…地質調査を希望した場合

「補償関係コンサルタント業務」…補償コンサルタント業務を希望した場合

② 2 直前2年度分決算

2年度前の決算をいいます。

③ 3 直前1年度分決算

申請日直前に確定した決算を含む過去1年間分の決算をいいます。

④ 4 直前2カ年間の年間平均実績高

両決算（②と③）の合計を2で除して得た額をいいます。

ア 希望する業種に実績がない場合は、「0」を入力してください。

（入力がない場合は、エラーとなります。）

イ 各々の金額は、消費税を含まない額とします。

ウ 希望しない業種の実績高は、合算して「その他（希望する業務以外）」欄に入力し、合計欄と提出書類の「財務諸表」損益計算書の売上高を一致（財務諸表が消費税を含む場合は、含まない額に相当する額と一致）させてください。

「合計」の金額と、損益計算書の売上高（税抜）が一致するように、入力してください。

《業務内容》

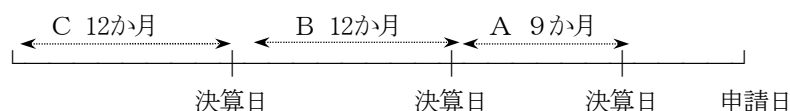
業種区分	業 務 内 容
測量	測量一般、地図の調整、航空測量等
建築関係建設コンサルタント業務	建築設計・監理、専門（意匠、構造、冷暖房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、電気設備積算、調査）等
土木関係建設コンサルタント業務	河川、砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、機械、水産土木、電気電子、廃棄物、その他調査等
地質調査業務	地質調査、土質調査等
補償関係コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、不動産鑑定、登記手続等

エ 決算が1事業年度1回の場合は、②「2 直前2年度分決算」及び③「3 直前1年分決算」の各欄のうち、右側欄のみ入力してください。（千円未満四捨五入）

※ 直前2か年の間に創業や営業年度の変更等があった場合は、以下の例により算定してください。

(7) 営業年度を変更したため、申請日の直前2か年間に含まれる各営業年度の月数の合計が24か月に満たない場合

(例)



直前2年の各営業年度の合計月数：A+B=21か月 不足月数：24-21=3か月

計算式 $\left[A+B + \left(C \times 3/12 \right) \right] / 2 = \text{直前2か年間の年間平均実績高}$

※ 測量等実績高の②「2直前2年度分決算」及び③「3直前1年分決算」には「直前2か年間の年間平均実績高」が計算式で求めた金額になるように入力してください（③「3直前1年分決算」の合計が損益計算書の売上高と一致していなくても構いません。）。

(イ) 新規に営業を開始して合計月数が24か月に満たない場合

直前2か年間の年間平均実績高は、各営業年度の実績高の合計額×1/2とします。

(ウ) 個人から法人企業に移行し、かつ現企業と前個人とが同一性を保持していると認められる場合又は他の企業を吸収合併した場合

前個人又は吸収合併前の各企業の契約実績（ただし、現企業の主として請け負う業種と同業種の契約実績に限ります。）も実績高に含めてください。

(4) 自己資本額

自己資本額											
①	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">資本金の額(千円)</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> </table>	資本金の額(千円)									
資本金の額(千円)											
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 70%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">直前決算時(千円)</th> </tr> <tr> <td>② 1 株式資本 (うち外国資本)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 2 評価・換算差額等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 3 新株予約権</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 計</td> <td></td> </tr> </table>	区 分	直前決算時(千円)	② 1 株式資本 (うち外国資本)		③ 2 評価・換算差額等		④ 3 新株予約権		4 計	
区 分	直前決算時(千円)										
② 1 株式資本 (うち外国資本)											
③ 2 評価・換算差額等											
④ 3 新株予約権											
4 計											

※ マイナスの場合は「-」と入力してください。

注1 個人の場合は、空欄とし、法人の場合は、商業登記簿に記載されている資本金の額を入力してください。

① 資本金の額

申請者の形態の別により、次のとおりとしてください。

個人の場合： 空欄

法人の場合： 商業登記簿に記載されている資本金の額を入力してください。

※登記事項証明書（商業登記簿謄本）の提出は不要です。

「直前決算時」の②～④の欄は、申請しようとする直前の決算により入力してください。

② 株主資本

ア 「株主資本」欄は、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え、自己株式を減じた額を入力してください。

（有限会社は、出資払込金、出資申込証拠金の額）

イ 外資系企業の場合は、「①株主資本」の合計欄の下段（ ）内に外国資本の額を内数で入力してください。

ウ 組合の場合は、組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を入力してください。

エ 個人の場合は、純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業貸勘定）の額を入力してください。

オ 個人（青色申告）の場合は、確定申告書控えにある貸借対照表から、（事業主借＋元入金＋青色申告特別控除前の所得金額）－事業主貸で出た金額を個人事業者における「株主資本」とします。

その他、評価・換算差額等、新株予約権という概念が個人事業者の財務諸表にないため、「4 計」欄もそのまま同じ金額が入ります。

カ 個人（白色申告）の場合は、確定申告書控えから確認できないため、自己資本額は「0」での申請となります。

白色申告の個人が青色申告にある貸借対照表のフォームを用いて任意で貸借対照表を作成した場合は、それをもとに自己資本額を入力してください。

③ 評価・換算差額等

「評価・換算差額等」欄は、その他の有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損金、土地再評価差額金があった場合は、その合計の額を入力してください。

④ 新株予約権

「新株予約権」欄は、新株予約権があった場合にその額を入力してください。

（参考）公益法人における自己資本額

公益法人の場合の自己資本額は、基本的に「貸借対照表」を見ながら確認できますが、わからない場合は「正味財産増減計算書」で確認してください。

「貸借対照表」と「正味財産増減計算書」の比較

自己資本額	区 分	直前決算時 (千円)		貸借対照表	正味財産 増減計算書	財産目録	全部事項 証明書
	株主資本 (うち外国資本)	(1)	(1)	基本財産		資本金	
	評価・換算差額等	(2)	(2)	(4)－(1)			
	新株予約権	(3)	(3)	必ず「0」			
	計	(4)	(4)	正味財産合計額	正味財産 期末残高		

上記(1)において、社団法人で基本財産の無い場合には【正味財産】となります。

(5) 損益計算書等

① 損益計算書	税引前当期利益(千円)
② 貸借対照表	1 流動資産(千円)
	2 流動負債(千円)
	3 固定資産(千円)
	4 総資本額(千円)
③ 外資状況	1 外国籍会社 ☐ 国名: (全角)
	2 日本国籍会社 ☐ 国名: (全角) (外資比率 100%)
	3 日本国籍会社 ☐ 国名: (全角) (外資比率 %)
	国名: (全角) (外資比率 %)
④ 営業年数等	1 創業 年 月 日
	2 休業又は転(廃)業の期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
	3 現組織への変更 年 月 日
	4 営業年数 年
⑤ 常勤職員の数(人)	1 技術職員 人
	2 事務職員 人
	3 その他の職員 人
	4 計 人
	5 役員等 人
⑥ 兵庫県税の納税状況	
⑦ 消費税に係る状況	
⑧ 消費税の納税状況	※免税事業者の方は「無」を選択してください。

① 損益計算書(「税引前当期利益」)欄

- ア 直前1年度分決算によって入力してください。
 イ マイナスの場合は「-」を最初に入力してください。

② 貸借対照表(「1 流動資産」、「2 流動負債」、「3 固定資産」、「4 総資本額」)の各欄)

直前1年度分決算によって入力してください。

③ 外資状況(外資系企業の場合のみ入力)

外資系企業(日本国籍会社を含む。)の場合、該当する会社の区分の番号にチェックしてください。

「1」:外国籍会社

「2」:日本国籍会社(外資比率 100%) … 100パーセント外国資本の会社

「3」:日本国籍会社 … 一部外国資本の会社

「[国名:]」欄に外国名を、「(%)」欄に当該国の資本の比率をそれぞれ入力してください。

④ 営業年数等

入札参加希望業種に係る事業の開始日(2種類以上のときは最も早い開始日)から申請日までの期間のうち、当該事業で中断した期間を控除した期間(1年未満の端数は、これを切り捨てます。)を入力してください。

組織変更、家業相続等が行われ、かつ現企業と前企業(個人)が同一性を保持していると認められる場合は、前企業(個人)の創業時をとることができます。また、企業の合併が行われたときは、合併前の各企業のうち古い創業時をとることができます。

⑤ 常勤職員の数

「1 技術職員」、「2 事務職員」: 申請日現在において、常時雇用している自社の従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を入力してください。

「3 その他の職員」:「1 技術職員」及び「2 事務職員」以外の自社の従業員の数を入力してください。

「4 計」:法人にあっては常勤役員の数、個人にあっては事業主を含めた人数となります。

「5 役員数等」:常勤役員又は事業主の数を「4 計」の内数で入力してください。

- ⑥ 兵庫県税の納税状況（県内・県外業者を問わず入力してください。）（注）P15～P16のNo5参照

▼をクリックして該当するものを選択してください。

- 「1 有」：兵庫県への納税がある場合
「2 無」：兵庫県への納税がない場合

- ⑦ 消費税に係る状況（県内・県外業者を問わず入力してください。）（注）P15のNo4参照

▼をクリックして該当するものを選択してください。

- 「1 課税事業者」：消費税（地方消費税を含む。）に係る課税事業者
「2 免税等事業者」：消費税（地方消費税を含む。）に係る免税等事業者

- ⑧ 消費税の納税状況（県内・県外業者を問わず入力してください。）（注）P15のNo4参照

▼をクリックして該当するものを選択してください。

- 「1 有」：消費税（地方消費税を含む。）の納税がある場合
「2 無」：消費税（地方消費税を含む。）の納税がない場合又は免税等事業者の場合

⑨ 障害者雇用人数	人(半角) ※ 雇用していない場合は「0」と入力
⑩ 障害者雇用促進法第43条に係る報告義務等	○有 ○無 法定障害者数達成状況 障害者雇用状況報告書から法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数(⑩の二)の数値を 転記してください。 人(半角)
⑪ ISO9001の取得状況	☐
⑫ ISO14001又はエコアクション21の取得状況	☐
⑬ CPD(継続学習制度)単位取得者在籍	☐ 測量 ☐ 設計・監理 ☐ 建設コンサルタント
⑭ 新技術情報提供システム(NETIS)登録	☐
⑮ 兵庫県被災建築物応急危険度判定士の在籍	☐
⑯ 刑務所出所者等又は保護観察対象者等の雇用	☐ 雇用区分 ○直接雇用 ○間接雇用
⑰ 暴力追放活動	☐ 受講年月日 年 月 日

- ⑨ 障害者雇用人数 （注）P19のNo11参照

障害者を雇用している場合は、障害者雇用人数を入力してください。

雇用していない場合は、「0」を入力してください。

ア 障害者雇用促進法第43条に係る報告義務のある事業所

公共職業安定所に提出した令和6年6月1日現在の「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の⑩計の欄による人数を入力してください。

イ 障害者雇用促進法第43条に係る報告義務のない事業所

申請日現在の常用雇用の障害者の人数を入力してください。

- ⑩ 障害者雇用促進法第43条に係る報告義務等 （注）P19のNo11参照

障害者雇用促進法に基づく身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況の報告義務について、有無のどちらかをクリックしてください。

上記において「有」の場合は、法定雇用障害者数達成状況に、令和5年6月1日現在の障害者雇用状況報告書（様式第6号）に記載されている法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数（⑩の（二））を入力してください。

- ⑪ ISO9001の取得状況 （注）P18のNo8参照

ISO9001の認証を受けている場合は、チェックを入力してください。

（注）申請日現在、「営業所調書」（P39～P40）に入力した本社（店）、支店、営業所等全てが当該認証・登録を受けていることが必要です。

- ⑫ ISO14001又はエコアクション21の取得状況 （注）P20のNo12参照

ISO14001又はエコアクション21の認証を受けている場合は、チェックを入力してください。

（注）申請日現在、「営業所調書」（P39～P40）に入力した本社（店）、支店、営業所等全てが当該認証・登録を受けていることが必要です。

- ⑬ CPD（継続学習制度）単位取得者在籍 （注）P18のNo9参照

CPD（継続学習制度）単位取得者が在籍している場合は、入札する業務（「測量」「設計・監理」「建設

コンサルタント」)にチェックを入力してください。

(注) 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間にP18のNo.9に記載する単位等を取得した職員が、申請時に在籍していることが必要です。

⑭ 新技術情報提供システム (NETIS) 登録 (注) P19のNo.10参照

該当する場合は、該当欄にチェックを入力してください。

⑮ 兵庫県被災建築物応急危険度判定士の在籍 (注) P20のNo.13参照

該当する場合は、該当欄にチェックを入力してください。

⑯ 刑務所出所者等又は保護観察対象者等の雇用 (注) P21のNo.14参照

該当する場合は、該当欄にチェックを入力の上、該当する雇用区分(「直接雇用」又は「間接雇用」)を選択してください。

⑰ 暴力追放活動 (注) P22のNo.15参照

該当する場合は、該当欄にチェックを入力の上、受講年月日欄の▼をクリックし、該当する年月日を選択してください。

(6) 有資格者数

有資格者数

有資格者数(人)	※ 有資格者の人数を入力してください。重複可						
	構造設計一級建築士		人	設備設計一級建築士		人	
	一級建築士		人	二級建築士		人	
	1級土木施工管理技士		人	1級土木施工管理技士補		人	
	2級土木施工管理技士		人	2級土木施工管理技士補		人	
	測量士		人	測量士補		人	
	登録等を受けている事業/測量業者を入力する場合必須						
	環境計量士		人	不動産鑑定士		人	
	登録等を受けている事業/不動産鑑定業者を入力する場合必須						
	不動産鑑定士補		人	土地家屋調査士		人	
	登録等を受けている事業/土地家屋調査士を入力する場合必須						
	司法書士		人	第一種電気主任技術者		人	
	登録等を受けている事業/司法書士を入力する場合必須						
	伝送交換主任技術者		人	線路主任技術者		人	
	消防設備士		人	1級造園施工管理技士		人	
	1級造園施工管理技士補		人	2級造園施工管理技士		人	
	2級造園施工管理技士補		人	地質調査技士		人	
	補償業務管理士		人	建築積算士(建築積算資格者)		人	
	第一種電気工事士		人	第二種電気工事士		人	
	第二・三種電気主任技術者		人	建築設備士		人	
	RCCM						
	河川、砂防及び海岸・海洋部門		人	港湾及び空港部門		人	
	電力土木部門		人	道路部門		人	
	鉄道部門		人	上水道及び工業用水道部門		人	
	下水道部門		人	農業土木部門		人	
	森林土木部門		人	水産土木部門		人	
	廃棄物部門		人	造園部門		人	
	都市計画及び地方計画部門		人	地質部門		人	
	土質及び基礎部門		人	鋼構造及びコンクリート部門		人	
	トンネル部門		人	施工計画、施工設備及び積算部門		人	
	建設環境部門		人	機械部門		人	
	電気電子部門		人				
	技術士						
	農業部門		人	森林部門		人	
	上下水道部門		人	電気電子部門		人	
	機械部門		人	情報工学部門		人	
	応用理学(地質)		人	水産部門		人	
	建設部門	河川、砂防及び海岸・海洋		人	港湾及び空港		人
		電力土木		人	道路		人
		鉄道		人	都市計画及び地方計画		人
		土質及び基礎		人	鋼構造及びコンクリート		人
		トンネル		人	施工計画、施工設備及び積算		人
		建設環境		人			
	国土交通省登録技術者資格(上記有資格者数を除く)						
	橋梁(鋼橋)	点検		人	診断		人
	橋梁(コンクリート橋)	点検		人	診断		人
	トンネル	点検		人	診断		人

- ア 申請日現在において在籍している有資格者数を、該当する資格等の欄に入力してください。
 - イ R C C M及び技術士のうち建設部門については、部門ごとの内訳としています。
 - ウ 1人で2つ以上の資格を有している場合は、重複して計上してください。ただし、1・2級、士・士補の資格を同一人が有している場合は、上位の資格のみ計上してください。
 - エ 消防設備士の免状について、甲種（特類、第1類～第5類）及び乙種（第1類～第7類）を同一人が有している場合であっても、「1人」と計上してください。
 - オ 1級建築士の免許を受けている者が、構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者である場合は、1級建築士欄には計上せず、構造設計1級建築士又は設備設計1級建築士として計上してください。
 - カ 構造設計及び設備設計の両方の交付を受けている者は、それぞれ重複して計上してください。
 - キ 有資格者数に入力できるのは、技術者経歴書に記入した範囲に限ります。
 - ク 国土交通省登録技術者資格の欄については、別表3「点検・診断分野における国土交通省登録技術者資格（道路関係）」（P55～P56参照）に掲げる有資格者数のそれぞれの計を入力してください。
 なお、R C C M（鋼構造及びコンクリート部門）及びR C C M（トンネル部門）については、国土交通省登録技術者資格の有資格者数には含めないでください。
- （注）有資格者数として入力する人数と、技術者経歴書（兵庫県様式⑧P62）（P14参照）に記入する「法令による免許等」の件数が同数になっているか必ず確認してください。

(7) 完成業務高（兵庫県との元請業務に限る。千円未満四捨五入。税抜き。）

完成業務高(兵庫県に限る)

	業種	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	測量			
	河川、砂防及び海岸、海洋			
	港湾及び空港			
	電力土木			
	道路			
	鉄道			
	上水道及び工業用水			
	下水道			
	農業土木			
	森林土木			
	造園			
	都市計画及び地方計画			
	地質			
	土質及び基礎			
	鋼構造及びコンクリート			
	トンネル			
	施工計画、施工設備及び積算			
	建設環境			
	機械			
	水産土木			
	電気電子			
	廃棄物			

※ 測量及び建設コンサルタント業務(業種)のうち、上記の業種を希望する場合は、兵庫県(各部局、企業庁、病院局、教育委員会、警察本部及び各公社((公財)兵庫県まちづくり技術センター、兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社及び兵庫県住宅供給公社)並びにそれぞれの地方機関をいう。)と契約した元請業務の各年度(令和3年度～令和5年度)の完成業務高を該当欄に入力してください。(契約書(変更契約書を含む。))の写しを提出してください。)

上記の完成業務高に入力するにあたり、提出書類として追加した完成業務高内訳表（兵庫県様式⑳）（P65）に前もって入力し、完成業務高内訳表で求めた年度ごとの金額を上記の完成業務高に入力してください。

- ア 測量業務及び建設コンサルタント業務のうち、申請画面の「完成業務高（兵庫県に限る。）」に示した業務（業種）のうち、希望する業務について、兵庫県（各部局、企業庁、病院局、教育委員会、警察本部及び各公社（（公財）兵庫県まちづくり技術センター、兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社及び兵庫県住宅供給公社）並びにそれぞれの地方機関をいう。）と契約した元請業務の各年度（令和3年度～令和5年度）の完成業務高がある場合は、該当欄に完成業務高を入力してください。
- イ 令和3年度には令和3年4月1日から令和4年3月31日までの、令和4年度には令和4年4月1日から令和5年3月31日までの、令和5年度には令和5年4月1日から令和6年3月31日までの完成業務高をそれぞれ入力してください。
- ウ 業務が複数年度にまたがる場合は、完成した年度に最終額を入力してください。
- エ 入力した業務（業種）の完成業務高に係る契約書（変更契約書を含む。）の写しと、完成業務高内訳表（兵庫県様式②⑩）（P65）を提出してください。
- オ 希望する業務（業種）の実績がない場合は、「0」を入力してください。
- カ それぞれの金額は消費税を含まない額で、千円未満は四捨五入してください。

(8) 営業所調書

申請を希望する業務について、県と常時契約の締結ができる本社、支店、営業所等の名称を次の点に御注意の上、入力してください。

営業所調書（測量・建設コンサルタント等）	
次の営業所1～2の「代表者又は受任者」欄に掲げる者は、兵庫県に対し次の権限を有しています。	
1. 見積及び入札に関すること 2. 契約の締結に関すること	
営業所1	
① 本社、支店、営業所等名称	(全角)
② 代表者又は受任者	(全角)
③ 郵便番号	(半角) 必ずハイフンで区切ってください。(例: 999-9999)
④ 所在地	府県番号 市区町番号 ※市区町番号は、府県番号で「兵庫県」を選択した場合のみ、選択して下さい。 町・字・番地 (全角) ※町・字・番地等は府県番号で「兵庫県」を選択した場合、市区町名の後から入力して下さい。 府県番号で「兵庫県」以外を選択した場合、都道府県名の後から入力して下さい。
⑤ 電話番号	(半角) 必ずハイフンで区切ってください。(例: 078-XXXX-XXXX)
⑥ FAX番号	(半角) 必ずハイフンで区切ってください。(例: 078-XXXX-XXXX)
⑦ メールアドレス	(半角)

注1 申請日現在で作成してください。
 注2 登録を希望する業務について県と常時契約の締結ができる本店、支店、営業所等の名称を入力すること。
 測量及び設計、監理／建築を希望する場合は、対応する登録が必要です。
 (契約の締結権限のない単なる連絡所等は登録できません。)

【注意事項】

- ア 2カ所まで入力できます。
- イ 入札及び契約締結権限のない単なる連絡所等は登録できません。
- ウ 代表者又は受任者は、他の支店又は他の営業所等の受任者を兼ねることはできません。
- エ 測量の入札参加を希望する場合には、営業所調書に入力する本社又は営業所等のすべてに測量法第55条による測量業者登録が必要です。
- オ 建築工事の設計・監理の入札参加を希望する場合には、営業所調書に入力する本社又は営業所等のすべてに建築士法第23条による建築士事務所登録が必要です。
- カ 本社（店）を登録する場合は、必ず「営業所1」に入力し、「営業所2」に支店、営業所等を入力してください。

キ 電子入札の際は、この営業所調書に入力された代表者又は受任者のＩＣカードしか使用できません。

ク ＩＣカードを既に取得されている場合は、ＩＣカードの名義と同じ氏名の文字を入力してください。
名簿にはＪＩＳ第１、第２水準以外の文字の表示ができません。

ＩＣカードを既に取得されている場合は、ＩＣカードの名義と同じ名前の文字を入力してください。
なお、ＩＣカードの名義に、ＪＩＳ第１、第２水準以外の文字を使用されている場合、名簿との照合ができませんので御注意ください。

① 本社、支店、営業所等名称

ア 本社（店）、支店又は営業所等の名称を全角で入力してください。

イ 会社名等は省略し、次のように入力してください。

（例）本社、本店、神戸支店、大阪事業部

ウ 本社（店）の事業部長等が入札及び契約締結権者の場合は、事業部等の名称を入力してください。

② 代表者又は受任者

ア 入札及び契約締結権限がある代表者又は受任者について、前の欄に姓を、後ろの欄に名を入力してください。

イ ＪＩＳ第１・第２水準以外の文字を入力することができませんので、類似文字か仮名に置き換えて入力してください。

ウ ＩＣカードを既に取得されている場合は、ＩＣカードの名義と同じ名前の文字を入力してください。

エ 本社（店）の事業部長等が入札及び契約締結権者の場合は、事業部長等の氏名を入力してください。

③ 郵便番号

必ず「-」半角ハイフンで区切ってください。

（例）650-0001

④ 所在地

ア 「府県番号」は、▼をクリックして該当するものを選択してください。

イ 「市区町番号」は、▼をクリックして該当するものを選択してください。

兵庫県以外の方は、「市区町番号」は不要です。

エ 「町・字・番地」は、兵庫県以外の方は、都道府県名の次から入力してください。

兵庫県内の方のうち、神戸市は町から、神戸市以外の市は区町から、町は字から入力してください。

オ 「丁目」及び「番地」の文字は「-」（全角ハイフン）に置き換えてください。

（例）5丁目10番1号→5-10-1）

（「-」は、「はいふん」と入力し変換することも可能です。）

⑤ 電話番号

市外局番、市内局番及び番号は、「-」（半角ハイフン）で区切ってください。

⑥ F A X 番号

市外局番、市内局番及び番号は、「-」（半角ハイフン）で区切ってください。

（注）土木部契約管理課から入札・契約制度の改正等についてお知らせする場合には、「営業所1」の欄に入力されたF A X 番号あてに一斉送信しますので、当該番号を漏れなく正確に入力してください。

⑦ メールアドレス

当該営業所等へ連絡する際のメールアドレスを入力してください。

(9) 関係する会社

関係する会社	① 兵庫県に入札参加資格審査申請を行っている関係する会社の有無		
	② 商号又は名称	③ 建設業許可番号	④ 所在地

次の関係する会社の定義に該当する者のうち、本県の令和6・7年度建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請をする会社の有無、商号又は名称、建設業許可番号及び所在地を入力してください。

なお、入力欄が不足する場合は、別途、書面で商号又は名称、建設業許可番号、所在地を記入したものを提出してください（様式は任意です。）。

① 兵庫県に入札参加資格審査申請を行っている関係する会社の有無

▼をクリックし、「有」か「無」を選択してください。

② 商号又は名称、ふりがな

- ・ 「株式会社」等法人の種類を表す文字は、略号（P29参照）を用いて入力してください。
- ・ 略号の括弧はそれぞれ1文字分（全角）とします。
- ・ JIS第1、第2水準以外の文字が含まれる場合は、類似漢字又は仮名に置き換えて入力してください。

③ 建設業許可番号

- ・ 建設業許可を取得している会社の場合は入力してください。取得していない会社の場合は、空欄としてください。
- ・ 数字8ケタで入力してください。

左から2ケタについては、大臣許可の場合は「00」、知事許可の場合は都道府県番号（別表1、P53参照）を入力してください。

（例）兵庫県知事 許可（特-30）第999999号の場合 → 28999999

（※30999999ではありませんので御注意ください。）

④ 所在地

主たる営業所の住所を入力してください。

「丁目」及び「番地」の文字は「-」（全角ハイフン）に置き換えてください。

（例）5丁目10番1号 → 5 - 10 - 1

（「-」は「はいふん」と入力し変換することも可能です。）

《関係する会社の定義》

以下の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合。

（1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（2）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成

18年法務省令第12号) 第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

① 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合

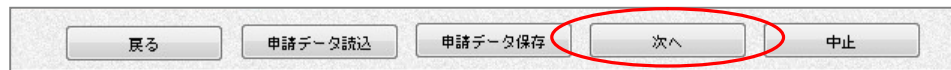
③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 操作ボタン(データ読込・保存等)

データ入力後は、「次へ」ボタンを選択(クリック)してください。



「戻る」 : 申請者情報入力画面へ戻ります。

「申請データ読込」 : 保存した申請データを読み込みます。

「申請データ保存」 : 現在表示されている申請データを保存します。

「次へ」 : 次の画面へ移動します。

「中止」 : 申請を中止します。

3 申請書入力後の流れ

- (1) 申請付帯情報入力（申請書入力後、申請書画面の「次へ」ボタンを選択（クリック）すると表示されます。）
 - ① この申請にかかる補正指示等の連絡先となります。
なお、申請手続が完了（審査結果通知が到達）するまでは、メールアドレスは変更しないでください。
 - ② 行政書士等代理人が申請書に入力された場合は、当該代理人の情報を入力してください。
 - ③ 必要事項を入力して、「次へ」ボタンを選択（クリック）してください。

- (2) 送信確認
ア 入力データ確認用画面

【注意】送信後に誤りに気付いた場合は、その旨を記載したメモ等を別送書類とともに送付してください。
受理後、一旦メールで申請をお返ししますので、その後、申請内容の補正をしてください。
（2度送信した場合は、2回目以降の申請書は自動的に取り消されます。）

- ① 「印刷用表示」：ボタンをクリックすると、申請書のプレビュー表示ができます。（次ページ参照）
- ② 「送信」：入力したデータに間違いがないか確認し、最下部にあるボタンを選択（クリック）してください。

イ プレビュー表示画面

入力データ確認用画面の「印刷用表示」ボタンをクリックすると、プレビュー表示ができます。
この画面は、保存することもできます。

プレビュー表示		時刻 10:00
1ページ		
本画面は入力データ確認用です。 入力したデータが間違いないか確認の上、最下部の次へボタンを押下してください。		
申請区分	1: 新規	
一般競争・指名競争 入札参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等) 兵庫県で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格の審査を申請します。 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。 申請後に、申請内容等の確認が必要となった場合は、兵庫県が関係機関等に対し事実関係の照会を行うことに同意します。 申請年月日 令和 年 月 日		
兵庫県知事様		
※ 黒字の項目は必須入力です。必ず入力してください。		
本社(店)郵便番号	650-0000 (半角) ※ 必ずハイフンで区切って下さい。(例: 999-9999)	
本社(店)住所	府県番号	28: 兵庫県
	市区町番号	110: 神戸市中央区 ※市区町番号は、府県番号で「兵庫県」を選択した場合のみ、選択して下さい。
	町・字・番地	下山手通5-10-1 (全角) □ 当て字 ※町・字・番地等は府県番号で「兵庫県」を選択した場合、市区町名の後から入力して下さい。 府県番号で「兵庫県」以外を選択した場合、都道府県名の後から入力して下さい。
商号又は名称の頭文字 (ひらがな)	ひ (全角)	
~~~~~省略~~~~~		
	※町・字・番地等は府県番号で「兵庫県」を選択した場合、市区町名の後から入力して下さい。 府県番号で「兵庫県」以外を選択した場合、都道府県名の後から入力して下さい。	
電話番号	(半角) ※必ずハイフンで区切って下さい。(例: 078-XXXX-XXXX)	
FAX番号	(半角) ※必ずハイフンで区切って下さい。(例: 078-XXXX-XXXX)	
メールアドレス	(半角)	
注1 申請日現在で作成してください。 注2 登録を希望する業務について県と常時契約の締結ができる本店、支店、営業所等の名称を入力すること。 測量及び設計、監理/建築を希望する場合は、対応する登録が必要です。 (契約の締結権限のない単なる連絡所等は登録できません。)		
印刷 この画面を印刷することができます。   保存 この画面をhtml形式で保存することができます。		
閉じる		



### (3) 到達確認画面

送信が完了すると到達確認画面になります。

「到達番号」と「問合せ番号」は、この後の取扱状況を照会する時などに必須となりますので、「印刷」ボタンにより印刷するかメモを取るなどして、必ず控えるようにしてください。

「保存」ボタンにより、画面を保存することもできます。

- ① 「別送先印刷用表示」ボタンにより次の「別送書類送り先情報」の画面が表示されますので、印刷の上、提出する書類名に目印（マーカー）をして切り取り線（破線）より切り取り、提出書類に同封して送付してください。

（注）別送書類送り先情報に記載のある書類のうち、提出の必要な書類のみ送付してください。

- ② 切り取り線より下部の送り先住所部分は、提出書類用封筒の宛名ラベルとして御使用ください。封筒には、「追加受付書類在中（到達番号）」を朱書きしてください。
- ③ 終了するときは、「終了」ボタンをクリックしてください。

~~~~~中 略~~~~~

第6 申請内容補正手順

1 補正指示の連絡

- ① 審査の結果、申請内容の補正が必要なときはメールでお知らせします。
- ② メールが到着した場合は、「建設工事等入札参加資格審査申請」画面（P25参照）から「3. 申請内容の補正」を選択すると、次の画面が表示されます。
- ③ 修正をする場合は、「取扱状況照会画面」ボタンを選択（クリック）します。

2 ログイン画面（2通りありますがどちらの方法でも構いません。）

(1) 補正ログイン画面1

ユーザIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを選択（クリック）してください。

ログインは、どちらの方法でも構いません。

(2) 補正ログイン画面2

到達確認画面で表示された「到達番号」「問合せ番号」を入力し、「照会」ボタンを選択（クリック）します。

3 取扱状況詳細

申請・届出の流れ

到達 → 受付開始 → 審査開始 → 審査終了 → 手続終了

補正指示中

| | | |
|---------|--|--------|
| 手数料情報 | | |
| 連絡 | 職員からの新規連絡はありません。 | 連絡 |
| NEW! 補正 | 職員から補正指示が来ています。
次の事項の修正をお願いします。 | 補正 |
| 通知書類 | 受付が終了しました。受付結果通知が発行されています。
受付結果通知を発行しました。
内容の確認を行ってください。 | 通知書類一覧 |

- ① 「補正」ボタンを選択（クリック）します。

4 補正指示画面

補正情報

1 補正情報
2 申請情報入力1
3 申請情報入力2
4 送信確認
5 終了

職員通信欄で補正の指示内容を確認して、【補正】ボタンを押してください。
※注意事項
手数料情報に関する項目の補正を行うことはできません。

職員通信欄（補正指示内容）
次の事項の修正をお願いします。
補正期限:

① 補正指示表示 補正指示の内容を別画面に表示します。
補正指示内容を確認しながら、補正を行うことができます。

申請時の書類一覧です。
添付書類については、以降の補正処理で再度添付する必要があります。
必要であれば、ここから取得を行ってください。

| 種別 | 書類名 | | |
|-----|---|---|---|
| 申請書 | 一般競争・指名競争 入札参加資格審査申請書 | | |
| 別送 | 測量・建設コンサルタント等業務実績調査書 | — | — |
| 別送 | 技術者経歴書 | — | — |
| 別送 | 財務諸表（直前決算分）（写し） | — | — |
| 別送 | 誓約書 | — | — |
| 別送 | 現況報告書（写し）※この書類を提出する場合は、上記1、2、3について提出を省略することができます。 | — | — |

戻る 補正

- ① 「補正指示表示」ボタンを選択（クリック）すると、補正指示の内容を別画面で確認しながら補正を行うことができます。
- ② 「補正」ボタンを選択（クリック）し、補正指示欄の内容に従って申請書を修正してください。

5 申請書補正

- ① 補正指示欄の内容に従って申請書を修正し、確認後、「次へ」ボタンを選択（クリック）してください。

兵庫県

入札参加資格審査申請(測量・建設コンサルタント等)

資格審査
申請書

登録等を受
けている事業

測量等
実績高

自己資本額

損益計算書

有資格者数

営業所調書

操作ボタン
(データ読み・保存等)

入力したデータが間違いないか確認の上、最下部の次へボタンを押下してください。

申請区分 **1:新規**

一般競争・指名競争 入札参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)

兵庫県で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格の審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。
 申請後に、申請内容等の確認が必要となった場合は、兵庫県が関係機関等に対し事実関係の照会を行うことに同意します。

申請年月日 令和 年 月 日

兵庫県知事様

※ 黒字の項目は必須入力です。必ず入力してください。

| | | | |
|----------------------|--|---|--|
| 本社(店)郵便番号 | <input type="text"/> (半角) ※ 必ずハイフンで区切って下さい。(例: 999-9999) | | |
| 本社(店)住所 | 府県番号 | <input type="text"/> | |
| | 市区町番号 | <input type="text"/> ※市区町番号は、府県番号で「兵庫県」を選択した場合のみ、選択して下さい。 | |
| | 町・字・番地 | <input type="text"/> (全角) □ 当て字
※町・字・番地等は府県番号で「兵庫県」を選択した場合、市区町名の後から入力して下さい。
府県番号で「兵庫県」以外を選択した場合、都道府県名の後から入力して下さい。 | |
| 商号又は名称の頭文字
(ひらがな) | <input type="text"/> (全角) | | |
| ふりがな
商号又は名称 | <input type="text"/> (全角) □ 当て字 | | |
| 法人・個人の区分 | <input type="text"/> | | |
| 代表者氏名 | <input type="text"/> (全角) □ 当て字 | | |
| ふりがな
担当者氏名 | <input type="text"/> (全角) | | |
| 担当者電話番号 | <input type="text"/> (半角) ※ 必ずハイフンで区切って下さい。(例: 078-XXX-XXXX) | | |
| 担当者FAX番号 | <input type="text"/> (半角) ※ 必ずハイフンで区切って下さい。(例: 078-XXX-XXXX) | | |
| 担当者メールアドレス | <input type="text"/> (半角) | | |
| | 測 量 | ☐ 地形 ☐ 空中 ☐ 水中 | |
| | 地質調査 | ☐ 地質 ☐ 土質 | |
| | その他調査 | ☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 日照 ☐ 水質 | |
| | | ☐ その他 <input type="text"/> (全角) | |
| | 設計、監理 | 建築 (☐ 意匠 ☐ 構造) ☐ 電気 ☐ 管 | |
| 部 | <input type="text"/> | | |

省略

| | | | |
|---------|--|--|--|
| 電話番号 | <input type="text"/> (半角) ※ 必ずハイフンで区切って下さい。(例: 078-XXX-XXXX) | | |
| FAX番号 | <input type="text"/> (半角) ※ 必ずハイフンで区切って下さい。(例: 078-XXX-XXXX) | | |
| メールアドレス | <input type="text"/> (半角) | | |

注1 申請日現在で作成してください。
 注2 登録を希望する業務について県と常時契約の締結ができる本店、支店、営業所等の名称を入力すること。
 測量及び設計、監理／建築を希望する場合は、対応する登録が必要です。
 (契約の締結権限のない単なる連絡所等は登録できません。)

戻る

申請データ読み

申請データ保存

次へ

中止

- ② 申請付帯情報の入力画面になるので、必要事項を入力し、「次へ」ボタンを選択（クリック）してください。(P43参照)
- ③ 送信確認画面になるので、入力したデータに間違いがないかを確認して「送信」ボタンを選択（クリック）してください。(P43参照)

6 補正送信確認終了

- ① 申請内容を修正後、申請書画面の「送信」ボタンを選択（クリック）すると、次の画面が表示されます。

処理終了

1 補正情報
2 申請情報入力1
3 申請情報入力2
4 送信確認
5 終了

補正申請の処理を正常に終了しました。

手続名称：一般競争・指名競争 入札参加資格審査申請書（建設コンサルタント）
到達番号：2011051600001

別送書類がある場合、この画面を印刷したもの、または、画面に表示されている到達番号と手続名称を記載したものを同封して、下記の住所に送付してください。

別送書類
送り先情報

測量・建設コンサルタント等業務実績調査書
技術者経歴書
財務諸表(直前決算分)〈写し〉
営業に關し、法律上必要とする登録証

別送先印刷用表示 別送書類送付用の頭紙と宛名ラベルの印刷用画面を表示します。

印刷 この画面を印刷することができます。

保存 この画面をhtml形式で保存することができます。

終了

- ② 補正で提出書類を再送付する場合には、「別送先印刷用表示」ボタンを選択（クリック）し、表示された「別送書類送り先情報」画面を印刷してください。
- ③ 切り取り線（破線）より切り取り、提出する書類名に目印（マーカ）をして提出書類に同封して送付してください。
- ④ 切り取り線より下部の送り先住所部分は、提出書類用封筒の宛名ラベルとして御使用ください。封筒には、「追加受付書類（補正分） 在中（到達番号）」を朱書きしてください。

第7 その他

1 取扱状況確認

- (1) 申請書の取扱状況を確認する場合は、「建設工事等入札参加資格審査申請」画面（P25参照）から「4. 取扱状況照会」を選択します。
- (2) 次の画面が表示されます。

建設工事等入札参加資格審査申請

ご利用になる前に 入札参加資格審査申請 申請書の補正 取扱状況照会 パスワード・メールアドレス変更 よくある質問・問い合わせ ▼

4. 取扱状況照会

1. 取扱状況の確認について

申請者が、自分の申請内容や受付・審査の状況を確認したい場合は、「取扱状況照会」画面へログイン（到達番号と問合せ番号が必要です。）して確認できます。

修正（補正）が必要な時や審査完了時には、メールでもお知らせしますが、メールが遅延することもありますので、随時「取扱状況照会」画面で受付・審査状況を確認してください。

2. 申請内容修正（補正）メールの対応について

入力内容が不完全、添付書類が不備など、修正が必要な場合、修正（補正）が必要な旨をメールで送信します。

その場合は、「取扱状況照会」画面へログイン（到達番号と問合せ番号が必要です。）し、通信欄に記載されているコメント（修正（補正）要求の項目、理由が記入されています。）に従い、必ず修正（補正）指示後5日以内（添付書類の郵送は必着）に修正（補正）を行ってください。

最終補正期限までに審査に合格しなかった申請は、受付取り消しになります。

3. 審査結果通知について

審査結果通知書（審査終了通知）のメールを送信しますので、「取扱状況照会」画面へログイン（到達番号と問合せ番号が必要です。）して、確認してください。

！！ ご利用にあたってのご注意とお願い ！！

ご利用になられておられるパソコンの回線速度によっては、画面遷移に時間を要することもあります。

また、電子申請をされる方はあらかじめブラウザのキャッシュをクリアして申請してください。

手順については<こちら>

取扱状況照会画面 へ

- (3) 取扱状況照会画面へ進む場合は、「取扱状況照会画面」ボタンを選択（クリック）してください。
- (4) 以降の操作方法は申請内容補正手順と同様です。

第8 技術・社会貢献評価制度

本県における測量・建設コンサルタント等業務は指名競争入札により発注しており、入札参加者の指名選定を次のとおり実施しています。

1 測量業務

(1) 契約予定金額500万円以上の業務

指名業者は技術・社会貢献評価数値（以下「評価数値」という。）2点以上の取得を要件とし、評価数値6点以上の取得者に対してより多くの入札参加機会を提供する。

(2) 契約予定金額500万円未満の業務

指名に当たり評価数値の取得を要件とせず、評価数値2点以上の取得者に対してより多くの入札参加機会を提供する。

2 建設コンサルタント業務

指名に当たり評価数値の取得を要件とせず、業務内容に対応した技術力を有する者の中で評価数値2点以上の取得者に対してより多くの入札参加機会を提供する。

3 設計・監理業務

指名に当たり評価数値の取得を要件とせず、評価数値1点以上の取得者に対してより多くの入札参加機会を提供する。

【留意事項】

評価数値の各項目にかかる要件等については、P57～P60の別表4に示しています。

提出書類が必要な項目については、P18～P22を参照のうえ、提出してください。

なお、提出書類が不要なものについては、要件に該当していることの有無について、契約管理課から関係機関に照会等を行いますので、あらかじめ御了承ください。

第9 変更届及び入札参加資格の承継

1 変更届について

入札参加資格審査申請後、次の「(1) 届出が必要な事項」に変更が生じたときは、次の入札参加資格審査申請書変更届（以下「変更届」という。）を提出してください。

(1) 届出が必要な事項

- ① 商号又は名称の変更
- ② 本店の所在地、電話番号、FAX番号、メールアドレス又は担当者の変更
- ③ 営業所調書に登載している支店・営業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、メールアドレスの変更
- ④ 代表者又は受任者の変更
- ⑤ 入札参加を希望している「建設コンサルタント」又は「補償コンサルタント」の各部門における国登録の有無の変更

（注）入札参加を希望していない部門については、変更届による国登録の追加は不要です。業務追加の追加受付時に、部門の入札参加希望の追加申請を行い、その部門が名簿に登載された後に、国登録の追加の変更届を提出してください。

- ⑥ 測量業者登録、地質業者登録、建築士事務所登録及び建設コンサルタント等登録の登録番号の変更、登録の取消及び失効
- ⑦ 入札参加を希望している業務等の一部を取り下げる場合
- ⑧ 関係する会社に変更があった場合
- ⑨ 営業を廃止した場合又は入札参加資格を取り下げる場合

(2) 届出に必要な添付書類

ホームページの「変更届及び資格承継申請書に必要な添付書類一覧」を参照してください。

（次ページ末尾（補足）のURLからダウンロードできます。）

(3) 届出が不要な事項

次に掲げる事項の変更は、届出の必要はありません。

- ① 資本金の増額又は減額
- ② 代表者及び受任者以外の役員の変更
（※営業所調書に登載している代表者又は受任者の変更の場合は届出必要）
- ③ 社印又は代表者印の変更
- ④ 役職名の変更
- ⑤ 県との取引に関係のない支店・営業所等の変更
- ⑥ 登記簿上の本社（店）が入札参加資格者名簿に登載の本社（店）と異なる場合の登記簿上の本社（店）に関する変更
- ⑦ 有資格者数（中間年の名簿更新の申請時にのみ変更届を受け付けます。）

(4) 支店又は営業所等の追加

契約の締結ができる支店・営業所等の追加については、必要とされる資格等（測量業者登録等）が確認できれば受け付けます。

(5) 申請方法

電子申請で申請してください。

電子申請

兵庫県電子申請システムから、必要事項を入力してデータを送信してください。

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/navi/procList.do?fromAction=10&govCode=28000&keyWord=424>

次ページの末尾のURLからもログインできます。必要な添付書類については、データ送信後3日以内に届くように、電子申請システムの「別送書類送り先情報」画面に表示される提出先に郵送してください。

2 入札参加資格の承継について

競争入札に参加することができる者で、①その営業の同一性を失わない営業を引き続き行おうとする個人又は②被承継人から承継する営業内容に対応する資格を承継しようとする法人で、次に掲げる者にあつては、「入札参加資格承継申請書」に必要書類を添えて申請してください。

- ア 個人が死亡したときは、その相続人
- イ 個人が法人を設立したときは、その法人
- ウ 法人が合併又は分割したとき、存続する法人又は新設する法人

(1) 届出に必要な添付書類

ホームページの「変更届及び資格承継申請書に必要な添付書類一覧」を参照してください。
(本ページ末尾(補足)のURLからダウンロードできます。)

(2) 申請方法

電子申請で申請してください。

電子申請

前ページの「1 変更届について(5)申請方法 ①電子申請」を参照してください。

届出に必要な添付書類については、郵送又は持参により提出してください。

(3) 提出先

電子申請にかかる添付書類の提出先は次のとおりです。

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県土木部契約管理課

(補足) 様式や提出先等は、兵庫県ホームページからダウンロードできます。

URL : <https://web.pref.hyogo.lg.jp>にアクセスしてください。

県政情報・統計>目的から探す >入札・公売情報 > 入札参加のご案内(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務関係)・入札参加資格審査申請> 6 入札参加資格審査申請 ・入札参加資格者名簿の「入札参加資格審査申請後の変更及び入札参加資格の承継について」を選択(クリック)してください。

別表1 都道府県コード表

| 都道府県名 | 番号 |
|-------|----|
| 北海道 | 01 |
| 青森県 | 02 |
| 岩手県 | 03 |
| 宮城県 | 04 |
| 秋田県 | 05 |
| 山形県 | 06 |
| 福島県 | 07 |
| 茨城県 | 08 |
| 栃木県 | 09 |
| 群馬県 | 10 |
| 埼玉県 | 11 |
| 千葉県 | 12 |
| 東京都 | 13 |
| 神奈川県 | 14 |
| 新潟県 | 15 |
| 富山県 | 16 |
| 石川県 | 17 |
| 福井県 | 18 |
| 山梨県 | 19 |
| 長野県 | 20 |
| 岐阜県 | 21 |
| 静岡県 | 22 |
| 愛知県 | 23 |
| 三重県 | 24 |

| 都道府県名 | 番号 |
|-------|----|
| 滋賀県 | 25 |
| 京都府 | 26 |
| 大阪府 | 27 |
| 兵庫県 | 28 |
| 奈良県 | 29 |
| 和歌山県 | 30 |
| 鳥取県 | 31 |
| 島根県 | 32 |
| 岡山県 | 33 |
| 広島県 | 34 |
| 山口県 | 35 |
| 徳島県 | 36 |
| 香川県 | 37 |
| 愛媛県 | 38 |
| 高知県 | 39 |
| 福岡県 | 40 |
| 佐賀県 | 41 |
| 長崎県 | 42 |
| 熊本県 | 43 |
| 大分県 | 44 |
| 宮崎県 | 45 |
| 鹿児島県 | 46 |
| 沖縄県 | 47 |

別表2 市区町コード表

| 市区町名 | 番号 |
|------|-----|
| 神戸市 | — |
| 中央区 | 110 |
| 東灘区 | 101 |
| 灘区 | 102 |
| 兵庫区 | 105 |
| 長田区 | 106 |
| 須磨区 | 107 |
| 垂水区 | 108 |
| 北区 | 109 |
| 西区 | 111 |
| 姫路市 | 別記 |
| 尼崎市 | 202 |
| 明石市 | 203 |
| 西宮市 | 204 |
| 洲本市 | 205 |
| 芦屋市 | 206 |
| 伊丹市 | 207 |
| 相生市 | 208 |
| 豊岡市 | 209 |
| 加古川市 | 210 |
| 赤穂市 | 212 |
| 西脇市 | 213 |
| 宝塚市 | 214 |
| 三木市 | 215 |
| 高砂市 | 216 |

| 市区町名 | 番号 |
|-------|-----|
| 川西市 | 217 |
| 小野市 | 218 |
| 三田市 | 219 |
| 加西市 | 220 |
| 丹波篠山市 | 221 |
| 養父市 | 222 |
| 丹波市 | 223 |
| 南あわじ市 | 224 |
| 朝来市 | 225 |
| 淡路市 | 226 |
| 宍粟市 | 227 |
| 加東市 | 228 |
| たつの市 | 229 |
| 猪名川町 | 301 |
| 多可町 | 365 |
| 稲美町 | 381 |
| 播磨町 | 382 |
| 市川町 | 442 |
| 福崎町 | 443 |
| 神河町 | 446 |
| 太子町 | 464 |
| 上郡町 | 481 |
| 佐用町 | 501 |
| 香美町 | 585 |
| 新温泉町 | 586 |

[別記]

| 姫路市 | 番号 | 備考 |
|-----|-----|-----------------|
| 東部 | 001 | 市川以東 |
| 中央部 | 002 | 東部、南部、西部、北部以外 |
| 南部 | 003 | 飾磨区のうち市川以西、広畑区 |
| 西部 | 004 | 勝原区、余部区、大津区、網干区 |
| 北部 | 005 | 林田町、夢前町、香寺町、安富町 |
| 家島町 | 006 | 家島町 |

別表 3

点検・診断分野における国土交通省登録技術者資格（道路関係）

○：登録区分

| 資格名 | 試験実施機関 | 橋梁
(鋼橋) | | 橋梁
(コンクリート橋) | | トンネル | |
|------------------------|----------------------------|------------|----|-----------------|----|------|----|
| | | 点検 | 診断 | 点検 | 診断 | 点検 | 診断 |
| 道路橋点検士 | 一般財団法人橋梁調査会 | ○ | | ○ | | | |
| 道路橋点検士補 | | ○ | | ○ | | | |
| RCCM（鋼構造及びコンクリート）（注） | 一般社団法人建設コンサル
タンス協会 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| RCCM（トンネル）（注） | | | | | | ○ | ○ |
| 一級構造物診断士 | 一般社団法人日本構造物診
断技術協会 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 二級構造物診断士 | | ○ | | ○ | | | |
| 土木鋼構造診断士 | 一般社団法人日本鋼構造協
会 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 土木鋼構造診断士補 | | ○ | | ○ | | | |
| 上級土木技術者（橋梁）コース B | 公益社団法人土木学会 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 上級土木技術者（トンネル・地下）コース B | | | | | | ○ | ○ |
| 上級土木技術者（鋼・コンクリート）コース A | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 上級土木技術者（鋼・コンクリート）コース B | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 一級土木技術者（橋梁）コース B | | ○ | | ○ | | | |
| 一級土木技術者（トンネル・地下）コース B | | | | | | ○ | |
| 一級土木技術者（鋼・コンクリート）コース A | | ○ | | ○ | | | |
| 一級土木技術者（鋼・コンクリート）コース B | | | | | | | |
| 上級土木技術者（メンテナンス）コース A | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 一級土木技術者（メンテナンス）コース A | | ○ | | ○ | | ○ | |
| 特定道守コース | 国立大学法人長崎大学 | ○ | | ○ | | ○ | |
| 特定道守（鋼構造）コース | | | ○ | | | | |
| 特定道守（コンクリート構造）コース | | | | | ○ | | |
| 特定道守（トンネル） | | | | | | | ○ |
| 道守コース | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 道守（トンネル） | | | | | | | ○ |
| 道守補コース | | ○ | | ○ | | ○ | |
| コンクリート構造診断士 | 公益社団法人プレストレス
トコンクリート工学会 | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| プレストコンクリート技士 | | | | ○ | | | |
| コンクリート診断士 | 公益社団法人日本コンクリ
ート工学会 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 主任点検診断士 | 一般財団法人阪神高速先進
技術研究所 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 点検診断士 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

| 資格名 | 試験実施機関 | 橋梁
(鋼橋) | | 橋梁
(コンクリート橋) | | トンネル | |
|----------------------|-----------------------------|------------|----|-----------------|----|------|----|
| | | 点検 | 診断 | 点検 | 診断 | 点検 | 診断 |
| 橋梁 AM 点検士 (道路部門) | (公財) 青森県建設技術センター | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 橋梁点検士 | 国立大学法人東海国立大学機構 | ○ | | ○ | | | |
| 橋梁診断士 | | | ○ | | ○ | | |
| 社会基盤メンテナンスエキスパート | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| インフラ調査士 橋梁 (鋼橋) | 一般社団法人日本非破壊検査工業会 | ○ | | | | | |
| インフラ調査士 トンネル | | | | | | ○ | |
| インフラ調査士 橋梁 (コンクリート橋) | | | | ○ | | | |
| 土木設計技士 | 職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会 | ○ | | ○ | | ○ | |
| 四国社会基盤メンテナンスエキスパート | 国立大学法人愛媛大学 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 社会基盤メンテナンスエキスパート山口 | 国立大学法人山口大学 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 橋梁点検技術者 | 独立行政法人国立高等専門学校機構 | ○ | | ○ | | | |
| 橋梁診断技術者 | | | ○ | | ○ | | |
| 都市道路点検診断士 | 一般財団法人首都高速道路技術センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 高速道路点検士 (土木) | 公益財団法人高速道路調査会 | ○ | | ○ | | ○ | |
| 高速道路点検診断士 (土木) | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 建造物保全技術者 | 一般社団法人国際建造物保全技術協会 | | | ○ | | | |
| 建造物保全上級技術者 | | | | | ○ | | |
| 建造物保全技術者 (トンネル) | | | | | | ○ | |
| 建造物保全上級技術者 (トンネル) | | | | | | | ○ |
| ふくしまME (基礎) | ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会 | ○ | | ○ | | ○ | |
| ふくしまME (保全) | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ふくしまME (防災) | | | | | | ○ | ○ |
| 構造物の補修・補強技士 | 一般社団法人リペア会 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| ブリッジインスペクター | 琉球大学工学部附属地域創生研究センター | ○ | | ○ | | | |
| 木橋・総合診断士 | 一般社団法人木橋技術協会 | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

(注1) RCCM(「鋼構造及びコンクリート」及び「トンネル」)の有資格者数は、「(6)有資格者数」欄(P37)のRCCM「鋼構造及びコンクリート部門」及び「トンネル部門」に直接入力し、この表の他の有資格者数との合計には含めないでください。

(注2) 1人で2つ以上の資格を有している場合(上記表の縦方向)は、重複計上しないでください。

1人が1つの資格において、橋梁(鋼橋)、橋梁(コンクリート橋)及びトンネルの各点検・診断の計上(上記表の横方向)については、重複計上してください。

別表 4

技術・社会貢献評価項目

| 項 目 | 反映する期間 | 要 件 | 点数 | 提出書類 |
|-----------------------------|-------------------------|---|-----------------------|-------------|
| (1) ISO9001 認証取得 | 令和7年10月1日から令和8年9月30日まで。 | 入札参加資格審査申請時に、登録を希望する本店及び支店等営業所全てが、審査登録機関から認証されている場合 | 2点 | 必要
P18参照 |
| (2) CPDS、CPD（継続学習制度）単位取得者在籍 | | ① 入札参加資格審査申請時に、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に測量系CPD協議会（事務局：公益社団法人日本測量協会）の測量継続教育（CPD）制度における学習履歴を20ポイント以上取得している職員が在籍している場合 | 1点
（測量業務のみ） | |
| | | ② 入札参加資格審査申請時に、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に一般社団法人建設コンサルタント協会の建設コンサルタント協会CPD制度における学習履歴を50ポイント以上取得している職員が在籍している場合 | 1点
（建設コンサルタント業務のみ） | |
| | | ③ 入札参加資格審査申請時に、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に建築CPD運営会議（事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター）の建築CPD（継続教育/職能開発）情報提供制度における学習履歴を50認定時間以上（建築士分）取得している職員（建築士）が在籍している場合 | 1点
（設計・監理業務のみ） | |
| (3) 人間サイズのまちづくり賞受賞 | 令和7年10月1日から令和8年9月30日まで。 | 令和5年度又は令和6年度に、人間サイズのまちづくり賞（知事賞）を受賞した場合 | 1点 | 不要 |
| (4) ひょうごの土木技術活用システム等登録 | 令和7年10月1日から令和8年9月30日まで。 | 兵庫県内に主たる営業所を有する業者であって、次のいずれかに該当する場合
ア 自社が開発会社である新技術が、ひょうごの土木技術活用システムに登録されている場合
イ 自社が開発会社である新技術が、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている場合 | 1点 | 必要
P19参照 |
| (5) 障害者雇用 | | 次のいずれかに該当する場合
ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定により身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用に関する状況の厚生労働大臣への報告義務を有する者が、令和6年6月1日において身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者（以下「障害者」という。）を雇用している場合
イ アの報告義務を有しない者が、入札参加資格審査申請日現在、障害者を雇用している場合 | 2点 | |

| 項 目 | 反映する期間 | 要 件 | 点数 | 提出書類 |
|--------------------|-------------------------|---|--------------------|-------------------|
| (6)ユニバーサル社会づくりへの参画 | 令和7年10月1日から令和8年9月30日まで。 | <p>令和6年度に、ア又はイの次いずれかに該当する場合
 ア ひょうご障害者ハート購入企業として認定を受けたこと
 イ 重度肢体不自由者等(注1)を労働者として雇用している建設業者で、次の(ア)～(イ)までのすべてを満たすこと
 (ア) 前年度中に重度肢体不自由者等を週所定労働時間10時間以上の労働者として雇用していること
 (イ) (ア)の雇用状況を以下の通り申告し、受理されていること ※1
 (1) 申告先：兵庫県産業労働部能力開発課
 (2) 申告期間：毎年度5月1日～31日（土日祝日を除く）
 (3) 申告様式：重度肢体不自由者等雇用状況申告書
 (4) 申告時に必要な添付書類 ①②③すべて必要
 ①雇用していることを証明する書類
 ②補装具（重度障害者用意思伝達装置）が必要な状態であることを確認できる書類(注2)
 ③補装具（重度障害者用意思伝達装置）の使用を証明する書類(注3)
 ※機器の使用始期が申告年度の前年度以前であること
 (イ) (イ)の申告時点において、(ア)に該当する者を継続雇用していること。</p> <p>なお、ア・イ両方の要件に該当する場合であっても、重複加点は行わない。</p> <p>注1) 「重度肢体不自由者等」は、「原則として、重度の両上肢下肢又は体幹の機能障害と音声・言語機能障害を併せもつ1級の障害者（ただし、注3の「市町が発行する補装具費支給券の写し」を提出できる場合はこの限りでない。）」及び「難病患者等」については、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者」であって、補装具(重度障害者用意思伝達装置)によらなければ意思の伝達が困難な者のことをいう</p> <p>注2) 補装具（重度障害者用意思伝達装置）が必要な状態であることを確認できる書類
 (1) 障害者の場合：身体障害者手帳の写し（原則として、両上肢下肢又は体幹の機能障害と音声・言語機能障害を併せもつ1級の障害者であることが確認できるものに限る。ただし、注3の「市町が発行する補装具費支給券の写し」を提出できる場合はこの限りでない。）
 (2) 難病患者の場合：特定医療費（特定難病）受給者証の写し（神経・筋疾患に限る。）
 ※音声・言語機能障害の有無が受給者証で不明の場合は別に診断書を添付</p> <p>注3) 補装具（重度障害者用意思伝達装置）の使用を証明する書類
 (例) 市町が発行する補装具費支給券の写し、購入機器の領収書の写し、補装具使用の記載のある身体障害者手帳の写し、その他補装具の使用が分かるもの</p> | 1点(アとイの重複加点は行わない。) | 不要
(ただし、※1を参照) |

| 項 目 | 反映する期間 | 要 件 | 点数 | 提出書類 |
|--|---------------------------------|---|------------------------------------|------------------------------------|
| (7) ISO14001 等
認証取得 | 令和7年10月1
日から令和8年
9月30日まで。 | 次のいずれかに該当する場合
ア ISO14001認証取得
入札参加資格審査申請時に、登録を希望する本店及び支店等営
業所全てが、審査登録機関から認証されている場合
イ エコアクション21認証取得
入札参加資格審査申請時に、登録を希望する本店及び支店等営
業所全てが、一般財団法人持続性推進機構から認証されている場
合 | 2点
(アとイの重複
加点は
行わな
い。) | 必要
P20参照 |
| (8) 女性活躍促
進の取組 | 令和7年10月1
日から令和8年
9月30日まで。 | 入札参加資格審査申請の前年度時点において、次のア又はイのいづれ
かに該当する場合。なお、両方に該当する場合であっても重複加点は
行わない。
ア 兵庫県の男女共同参画社会づくり条例（平成14年条例第11号）
第13条の規定に基づき、県と男女共同参画社会形成に係る協定を
締結している場合
イ ひょうご女性活躍推進企業（ひょうごミモザ企業）の認定を受
けている場合 | 1点 | 不要 |
| (9) 子育て応援
協定締結 | 令和7年10月1
日から令和8年
9月30日まで。 | 入札参加資格審査申請の前年度時点において、兵庫県子育て応援協定
要綱に基づく子育て応援協定で家庭に配慮した取組を行うことにつ
いて県と協定を締結している場合 | 1点 | |
| (10) 県と災害応
急対策業務に
関する協定等
締結 | 令和7年10月1
日から令和8年
9月30日まで。 | 令和5年度又は令和6年度に次のいずれかに該当する場合
ア 災害時における応急対策業務に関する協定を締結した場
合
イ 被災建築物応急危険度判定士の在籍 | 1点 | イのみに
該当する
場合は必
要
P20参照 |
| (11) 協定等に基づ
く要請によ
る出動 | | 災害発生時に、(17)に基づく要請を受けて出動した場合 | 2点 | 不要 |
| (12) 地域づくり
のために資す
る重要な活動 | | 令和5年度又は令和6年度に、県の条例、県との協定等に基づいた
「県が関係する地域づくり活動」への主体的な参加又はその推進に係
る県との協働を行った場合で、評価の対象とすべきものとして、各県
民局（県民センター）土木事務所又は港管理事務所から契約管理課へ
報告があったもの | 1点 | |
| (13) 県が管理す
る道路、河川
等の公共施設
への愛護活動 | | 令和5年度又は令和6年度に、県が管理する道路、河川等の公共施設
において、清掃・美化、除草、草刈り、植樹（低木）管理、植栽等
の快適な生活環境を創出する活動を行った場合で、県民局（県民セン
ター）土木事務所又は港管理事務所から活動実績の報告があったもの | 1点 | |

| 項 目 | 反映する期間 | 要 件 | 点数 | 提出書類 |
|-------------------|-------------------------|--|----|-------------|
| (14) 県の関係事業に対する支援 | 令和7年10月1日から令和8年9月30日まで。 | 令和5年度又は令和6年度に、県又は県の関係事業（県が実施する事業、県との協定に基づいて関係団体が実施する事業及び県が関係団体に委託した事業）に対して10万円以上の寄附を行った場合 | 1点 | 不要 |
| (15) 就業体験事業等への協力 | | 令和5年度若しくは令和6年度に次のアからウのいずれかに該当した場合
ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第6章に定める県内の工業系又は農業系の学科のある高等学校、同法第10章に定める県内の工業高等専門学校で実施された高校生就業体験事業での生徒の受入れ
イ 学校教育法第11章に定める県内の専修学校、同法第12章に定める県内の各種学校における建設業及び建設関連のコースで実施されたインターンシップ（開設時間48時間以上）での生徒の受入れ
ウ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づいて設置された県立職業能力開発施設で実施された公共職業訓練インターンシップ事業での訓練生の受入れ | 1点 | |
| (16) 地域安全まちづくり活動 | | 令和5年度又は令和6年度に、ひょうご地域安全まちづくり推進協議会の会員団体が実施する地域安全まちづくり活動に参加して安全で快適な暮らしを実現するための活動に取り組んだ場合 | 1点 | |
| (17) 刑務所出所者等の雇用 | | 令和5年4月1日から令和6年3月31日又は令和6年4月1日から令和7年3月31日までに、次のいずれかに該当する者を3ヶ月以上雇用した場合
(ア) 刑事施設を出所又は少年院を出院した者（ただし、出所又は出院した日から2年以内の者に限る。）
(イ) 更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に定める保護観察対象者、同法第85条に定める更生緊急保護の対象者又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第26条第1項に定める保護観察に付された者（これらの対象でなくなった日から1年を経過しない者を含む。） | 2点 | 必要
P21参照 |
| (18) 建設業暴力追放活動 | 令和7年10月1日から令和8年9月30日まで。 | 令和4年4月1日から令和7年3月31日までに公益財団法人暴力団追放兵庫県民センターが実施する不当要求防止責任者講習会又は兵庫県建設業暴力追放協議会及び同協議会の賛助会員団体が実施する暴力団追放研修会に参加して暴力団による不当な影響の排除に取り組んだ場合 | 1点 | 必要
P22参照 |

※1 「ユニバーサル社会づくりへの参画」の(イ)の項目について加点の対象となるためには、令和4年5月1日～31日に「重度肢体不自由者等雇用状況申告書」により、兵庫県産業労働部能力開発課への報告が必要です。

※申請に基づかず県で評価する項目

| 項 目 | 反映する期間 | 要 件 | 点数 |
|-----------|-------------------------|-----------------------------|-----|
| (19) 資格制限 | 令和7年10月1日から令和8年9月30日まで。 | 令和6年度に県の入札参加資格制限を受けた場合 | －2点 |
| (20) 指名停止 | | 令和6年度に県から6か月以上の指名停止措置を受けた場合 | －2点 |

（注）制度改正により変更となることがあります。

様 式（ 測量・建設コンサルタント等業務 ）

| | |
|--|--------|
| 技術者経歴書 | 兵庫県様式⑧ |
| 測量・建設コンサルタント等業務実績調書 | 兵庫県様式⑦ |
| 測量・建設コンサルタント等業務入参加資格審査申請に係る | |
| 兵庫県税に関する誓約書兼調査に関する承諾書 | 兵庫県様式⑱ |
| 完成業務高内訳表 | 兵庫県様式⑳ |
| 矯正就労支援情報センター(コレワーク)を通じた刑務所出所者等の
就職内定に関する証明書 | 様式 7 |
| 誓約書 | 様式 13 |
| 保護観察対象者等雇用に関する証明書 | 様式 9 |

(業務の種類)

[illegible]

- 1 本表は、入札参加を希望する業務の各別又はその他の営業の種類別に作成してください。
- 2 本表は、直前2年間の主な完成業務及び直前2年間に着手した主な未完成業務について記入してください。
- 3 下請については、「注文者」の欄に元請業者名を記入し、「件名」の欄に下請件名を記入してください。
- 4 「測量等対象の規模等」の欄には、例えば測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等を記入ください。
- 5 「請負代金の金額」は、消費税を除いてください。

※申請者は、この枠に記入しないでください。

兵庫県様式⑱

測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請に係る

兵庫県税に関する誓約書兼調査に関する承諾書

兵庫県知事 様

令和 年 月 日

1 申請者は、以下のことを誓約します。

- (1) 兵庫県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)及びこれに付随する延滞金等に滞納がないこと。
- (2) 上記(1)が事実と相違し、測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格を有すると認められず、受付が取り消されても異議のないこと。

2 上記1(1)の確認のため、申請者は以下のことを承諾します。

- (1) 全ての兵庫県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)及びこれに付随する延滞金等の納付又は納入状況、課税状況及び申告状況を、県が調査し、その調査結果を測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格の審査及び確認に利用すること。
- (2) 上記(1)により調査及び審査を行うにあたり、関係所管課の指示・指導がある場合は、その内容に従うこと。

【申請者】

| | |
|------------------------------|-----------|
| 申 請 者 I D | |
| 住所(法人本社所在地) | |
| (フリガナ)
氏 名
(法人名及び代表者名) | ㊞
(実印) |
| 電 話 番 号 | |

※住所欄について

- ・法人の場合は、県税事務所に申告している登記簿記載の本社所在地をご記入ください。
- ・個人の場合は、確定申告時の事務所所在地の住所をご記入ください。

※氏名欄について

- ・法人の場合は、県税事務所に申告している法人名称及び法人代表者氏名をご記入ください。
- ・個人の場合は、確定申告時の個人事業者氏名をご記入ください。

■完成業務高内訳表（兵庫県と契約を締結した業務に限る。）

申請者ID

（単位：千円）

| No. | 契約区分 | 業 務 名 | 業 種
契約金額（税抜）
業務完成年度 | 測量 | 河川、砂防及び海岸・海洋 | 港湾及び空港 | 電力土木 | 道路 | 鉄道 | 上水道及び工業用水 | 下水道 | 農業土木 | 森林土木 | 造園 | 都市計画及び地方計画 | 地質 | 土質及び基礎 | 鋼構造及びコンクリート | トンネル | 施工計画、施工設備及び積算 | 建設環境 | 機械 | 水産土木 | 電機電子 | 廃棄物 | 計 |
|-----|------|-------|---------------------------|----|--------------|--------|------|----|----|-----------|-----|------|------|----|------------|----|--------|-------------|------|---------------|------|----|------|------|-----|---|
| 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 11 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 12 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 13 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 14 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 15 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 16 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 17 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 18 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 21 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 22 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 23 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 24 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 25 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 26 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 27 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 28 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 29 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 31 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 32 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 33 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 34 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 35 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 36 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 37 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 38 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 39 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 40 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 41 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 42 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 43 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |

| |
|-------|
| 年度別合計 | 0 | 1 | 0 |
| | 0 | 2 | 0 |
| | 0 | 3 | 0 |

様式7

矯正就労支援情報センター（コレワーク）を通じた刑務所出所者等
の就職内定に関する証明書

令和 年 月 日

\_\_\_\_矯正管区長 殿

申 請 者

所 在 地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_

当社（私）が、下記に係る刑事施設又は少年院（以下「刑事施設等」という。）を出所又は出院した者（以下「刑務所出所者等」という。）について、矯正就労支援情報センター（コレワーク）を利用し、刑事施設等在所中又は在院中に就職内定を与えたことを証明願います。

対象者の出所・出院の日 年 月 日

上記のとおり申請者が、矯正就労支援情報センター（コレワーク）を利用し、刑務所出所者等が在所中又は在院中に就職内定を与えたことに相違のないことを証明します。

令和 年 月 日

\_\_\_\_矯正管区長 印

誓 約 書

令和6・7年度測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請に当たり、当社（私）は、別添「矯正就労支援情報センター（コレワーク）を通じた刑務所出所者等の就職内定に関する証明書」で所管の矯正管区長が証明した刑務所出所者等又は「在所（院）証明書」により、その事実を確認した刑務所出所者等について、就職内定を与えた後に3か月以上雇用したことを誓約します。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所
商号又は名称
代 表 者

様式9

保護観察対象者等雇用に関する証明書

令和 年 月 日

神戸保護観察所長 様

申 請 者

所 在 地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_

当社（私）が下記の期間に保護観察対象者等を雇用したことを証明願います。

記

雇用期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ～ \_\_\_\_\_ 年 月 日

注：「保護観察対象者等」とは、更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に定める保護観察対象者、同法第85条に定める更生緊急保護の対象者又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第26条第1項に定める保護観察に付された者並びにそれぞれの対象者でなくなった日から1年を経過しない者をいう。

添付書類：上記期間における雇用を証明する資料(雇用者の所得税源泉徴収簿の写し等)

上記のとおり申請者が、上記の期間、保護観察対象者等を雇用したことに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

神戸保護観察所長 印

| | | | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|---|---|
| 申請者ID | 6 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
|-------|---|---|---|---|---|---|---|

技 術 者 経 歴 書

(種類) ○○業務

| 氏 名 | 最終学校 | | 法令による免許等 | | 実務経歴 | 実務経験
年 月 数 |
|--------|-------|------|---------------|----------------------------|--------|---------------|
| | 学校の種類 | 専攻学科 | 名称 | 取得年月日 | | |
| (本店) | | | | 年 月 日 | | 年 月 |
| ○○○○ | 大学 | ○○学科 | 一級土木施工管理技士 | S 〇 年 〇 月 〇 日 | ○○○責任者 | 〇 年 〇 月 |
| ○○○○ | 〃 | ○○科 | 一級建築士 | S 〇 年 〇 月 〇 日 | ○○○業務 | 〇 年 〇 月 |
| ○○○○ | 専門学校 | ○○科 | RCCM (機械部門) | H 〇 年 〇 月 〇 日 | ○○○業務 | 〇 年 〇 月 |
| ○○○○ | 〃 | 〃 | RCCM (道路部門) | S 〇 年 〇 月 〇 日 | ○○○審査 | 〇 年 〇 月 |
| ○○○○ | 〃 | 〃 | 技術士 (建設部門：道路) | S 〇 年 〇 月 〇 日 | ○○○監督 | 〇 年 〇 月 |
| ○○○○ | 高校 | ○○科 | 測量士補 | H 〇 年 〇 月 〇 日 | ○○○補助 | 〇 年 〇 月 |
| (神戸支店) | | | | 年 月 日 | | 年 月 |
| ○○○○ | 大学 | ○○学科 | 測量士 | S 〇 年 〇 月 〇 日 | ○○○測量 | 〇 年 〇 月 |
| ○○○○ | 専門学校 | ○○科 | 技術士 (上下水道部門) | S 〇 年 〇 月 〇 日 | ○○○業務 | 〇 年 〇 月 |
| ○○○○ | 〃 | ○○科 | 二級土木施工管理技士 | H 〇 年 〇 月 〇 日 | ○○○点検 | 〇 年 〇 月 |

記載要領

- 1 申請書の「有資格者数」に入力した資格を有する者は必ず記載してください。
- 2 本表は、土木、建築、設備又は職種の各別に作成してください。
また、「氏名」等の記載は、営業所（本社（店）、支店、常時契約を締結できる事務所等）ごとにまとめて行い、その直前の氏名欄に、（ ）書きで当該営業所名等を、記入してください。
- 3 「学校の種類」の欄には、大学、高等専門学校等の別を記入してください。
- 4 「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記入してください。（例：○○建築士、○○土木施工管理技士）
- 5 「実務経歴」の欄には、最近のものから記入し、純粋に測量・建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記入してください。
- 6 実務経験年月数は申請日の前日における年月数を記載してください。

兵庫県様式②⑩

■完成業務高内訳表（兵庫県と契約を締結した業務に限る。）

申請者ID 666666666

(単位:千円)

| No. | 契約区分 | 業務名 | 契約金額（税抜） | 業務完成年度 | 業種 | 測量 | 河川、砂防及び海岸・海洋 | 港湾及び空港 | 電力土木 | 道路 | 鉄道 | 上水道及び工業用水 | 下水道 | 農業土木 | 森林土木 | 造園 | 都市計画及び地方計画 | 地質 | 土質及び基礎 | 鋼構造及びコンクリート | トンネル | 施工計画、施工設備及び積算 | 建設環境 | 機械 | 水産土木 | 電機電子 | 廃棄物 | 計 |
|-----|------|----------------------|----------|--------|----|--------|--------------|--------|------|----|----|-----------|--------|------|------|----|------------|----|--------|-------------|------|---------------|------|----|------|------|-----|--------|
| 1 | 当初 | (二)〇〇水系砂防堰堤等詳細設計業務委託 | 85,000 | 1 | 1 | 25,000 | 60,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 85,000 |
| 2 | 変更 | (二)〇〇水系砂防堰堤等詳細設計業務委託 | 15,000 | 1 | 1 | 5,000 | 10,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 15,000 |
| 3 | 当初 | 〇〇〇 | 35,000 | 2 | 2 | | | | | | | | 30,000 | | | | | | | | | | | | | | | 30,000 |
| 4 | 当初 | △△△ | 50,000 | 1 | 1 | | 50,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 50,000 |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 11 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 12 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 13 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 14 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |

【記入にあたっての御注意】

- 1 兵庫県との元請業務のみを記入してください。
兵庫県とは、各都局、企業庁、病院局、教育委員会、警察本部及び各公社（公財）兵庫県まちづくり技術センター、兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社及び兵庫県住宅供給公社）並びにそれぞれの地方機関です。
- 2 令和3年度には令和3年4月1日から令和4年3月31日までの、令和4年度には令和4年4月1日から令和5年3月31日までの、令和5年度には令和5年4月1日から令和6年3月31日までの完成業務高をそれぞれ入力してください。
- 3 契約書ごとに1行で入力してください。
- 4 契約区分は「当初」又は「変更」のいずれかを記入してください。
- 5 単位は千円とし、千円未満四捨五入で記入してください。
- 6 業務が複数年度にまたがる場合は、完成した年度に最終額を入力してください。

添付書類の送付先

| | 県民局・センター名 | 送 付 先 | 受付対象者 |
|------------------|-------------------------------|--|--|
| 県
内
業
者 | 神 戸 県 民
セ ン タ ー | 〒653-0042
神戸市長田区二葉町5-1-32
神戸県民センター県民躍動室総務防災課 | 神戸土木事務所管内業者
(神戸市) |
| | 阪 神 南 県 民
セ ン タ ー | 〒660-8588
尼崎市東難波町5-21-8
阪神南県民センター県民躍動室総務防災課 | 西宮土木事務所管内業者
(尼崎市、西宮市、芦屋市) |
| | 阪 神 北 県 民 局 | 〒665-8567
宝塚市旭町2-4-15
阪神北県民局総務企画室総務防災課 | 宝塚土木事務所管内業者
(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町) |
| | 東 播 磨 県 民 局 | 〒675-8566
加古川市加古川町寺家町天神木97-1
東播磨県民局総務企画室総務防災課 | 加古川土木事務所管内業者
(明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町) |
| | 北 播 磨 県 民 局 | 〒673-1431
加東市社字西柿1075-2
北播磨県民局総務企画室総務防災課 | 加東土木事務所管内業者
(西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、
多可町) |
| | 中 播 磨 県 民
セ ン タ ー | 〒670-0947
姫路市北条1-98
中播磨県民センター県民躍動室総務防災課 | 姫路土木事務所管内業者
(姫路市、神河町、市川町、福崎町) |
| | 西 播 磨 県 民 局 | 〒678-1205
赤穂郡上郡町光都2-25
西播磨県民局総務企画室総務防災課 | 光都土木事務所管内業者
(相生市、赤穂市、上郡町、佐用町)
龍野土木事務所管内業者
(宍粟市、たつの市、太子町) |
| | 但 馬 県 民 局 | 〒668-0025
豊岡市幸町7-11
但馬県民局総務企画室財務課 | 豊岡土木事務所管内業者
(豊岡市)
養父土木事務所管内業者
(養父市、朝来市)
新温泉土木事務所管内業者
(香美町、新温泉町) |
| | 丹 波 県 民 局 | 〒669-3309
丹波市柏原町柏原688
丹波県民局県民躍動室総務防災課 | 丹波土木事務所管内業者
(丹波篠山市、丹波市) |
| 県
外
業
者 | 淡 路 県 民 局 | 〒656-0021
洲本市塩屋2-4-5
淡路県民局総務企画室総務防災課 | 洲本土木事務所管内業者
(洲本市、南あわじ市、淡路市) |
| | 土 木 部
契 約 管 理 課
(本 庁) | 〒650-8567
神戸市中央区下山手通5-10-1
土木部 契約管理課
(本庁舎1号館9階) | 県外業者
(県外に本社(店)を有する業者) |